

高齢者虐待に関する認識についての調査研究

—高齢者と学生の比較—

福岡県立九州歯科大学附属歯科衛生学院専任講師
吉田成美

I はじめに

2000（平成12）年「児童虐待の防止に関する法律（児童虐待防止法）」、2001（平成13）年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者虐待防止法）」、それらに遅れること5年、2006（平成18）年4月に「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法）」が施行されたが、これ以降でも虐待に関する相談・通報は増加傾向を示している。指摘される高齢者虐待の背景や要因は、養護者に重い介護の負担や、それに対する周囲の無関心、世帯の社会的つながり、養護者本人の問題（心身や経済面等）など多種多様である。また、これらの背景や要因は複雑に関連している場合が多く、単一の要因を除去したのみでは根本的な解決には結びつかない場合が多い。よく指摘されるのは養護者の介護疲れやストレスからの虐待であるが、日本の人口構成の高齢化は、介護を必要とする人の増加という点では、速度が速く高齢化率の到達点が高いことに加え、75歳以上の人口が多くなることを特徴とされており、介護や療養を必要とする人の実数は今後も増加し、この要因による虐待も増加すると予測できる。さらに2010年の世界保健機構（WHO）の「世界保健統計」によると、日本人の平均寿命は男性79歳、女性86歳と世界第1位の長寿国である一方で、介護期間は男性が6年、女性が10年で、今後も高齢者の介護は長期化していくと考えられる。また社会環境の変化により、家族の縮小・家庭内の介護力の低下が進み介護が長期化していく中で、養護者としての家族がより多くの介護機会に直面すると予測される。

近年、特に児童虐待が社会問題となり、虐待による死亡事件はマス・メディアでも大きくとり上げられ、虐待という言葉が広く知られるようになった。高齢者に対する虐待も、日本では必ずしも新しい問題事象ではないが、社会的に認知されるようになったのは比較的最近のことである。今後も高齢化が進むにつれ、また介護の長期化によって、高齢者虐待に関する問題が増加する可能性は高いと推測できる。

以上のような社会的背景の下、高齢者虐待防止法には発見者の通報の義務があるものの、高齢者虐待の防止や早期発見については、まず虐待の認識を高めることが重要であると考えられる。しかし、その背景や要因が多種多様であり、虐待の判断基準が曖昧で明確とはいえない。高齢者虐待防止法には、守秘義務に関する法律により発見者の通報は妨げられない旨の条文（第7条）があるが、曖昧な基準では通報に結びつき難いであろう。この曖昧で明確とはいえない判断基準について、高齢者虐待の認識調査を行い、共通点・相違点を明確にした上で虐待の認識を高めていく必要があると考える。特にこれからの高齢社会を担う若年層に対する高齢者虐待の認識を高めることは、高齢者虐待の防止や早期発見に大きく影響すると考える。

また、高齢者虐待防止法条文第7条では保健医療福祉関係者のみならず、居住地域住民にも発見者の通報を求めており、これに関連して、通報先となるであろう民生委員や地域包括支援センター職員の虐待の認識や、発見者の虐待の判断基準が曖昧では通報には結びつかない。高齢者虐待の防止に向けた認識の向上や、判断基準の明確化が求められる。

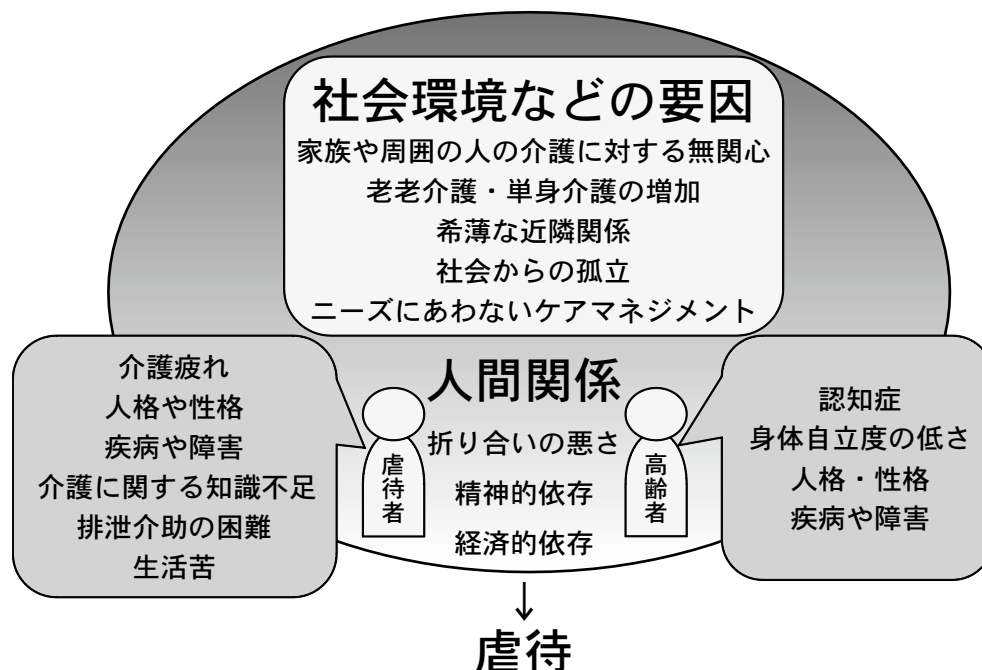
そこで、高齢者と大学生を対象に高齢者虐待に関する認識調査を行い、分析・整理することにより問題点を明らかにし、高齢者自身の高齢者虐待に関する認識調査をもとに判断基準とその不明確さを明らかにするとともに不明確さの要因について検討し、今後より広く高齢者虐待の認識を高めていく方法を検討することを目的とし調査を行った。

II 高齢者虐待の現状

1 難しい高齢者虐待の判断

高齢者虐待が起こる背景や要因には、図表1に示すとおり単身での養護・介護や社会からの孤立などの社会環境要因の他、高齢者側の要因として認知症や問題行動、本人の性格などが挙げられる。一方、虐待する養護・介護者側の要因として、介護疲れや知識・情報の不足などが挙げられる。さらに人間関係が円満でないことや経済的に不安定なことによって、虐待が起こりうる環境となる。しかしながら背景や要因が満たされたからといって、すべてで虐待が起こっているわけではなく、さまざまな要因が重なり合って虐待が起こるのである。

図表1 高齢者虐待の背景



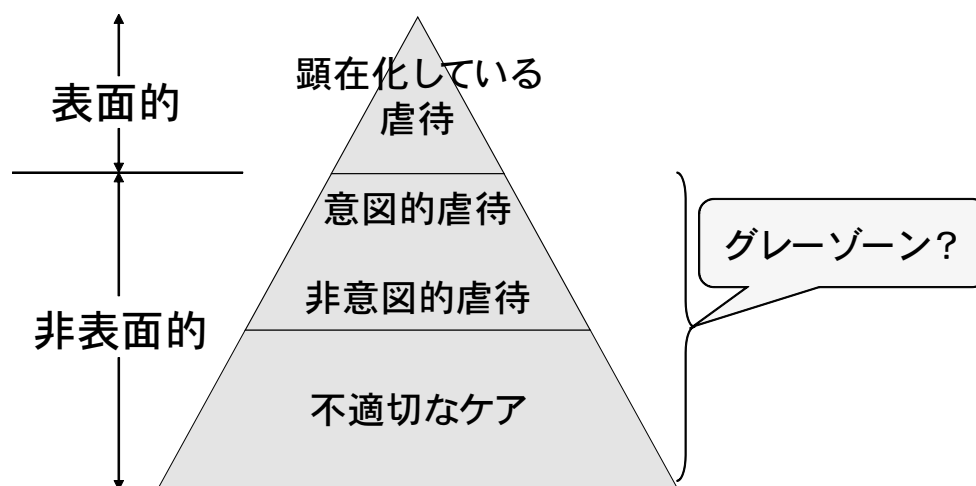
出典 大淵修一2008『高齢者虐待対応・権利擁護実践ハンドブック』p.30より作成

図表2には高齢者虐待の概念図を示した。これによると高齢者虐待には顕在化している虐待だけでなく、顕在化していない虐待が存在している。顕在化していない虐待には、意図的虐待と虐待行為を行っているつもりがない非意図的虐待、その他に不適切なケアがあり、これらはグレー

ゾーンと捉えられ、虐待であるか否かの判断が難しくなっている。

高齢者虐待が顕在化しにくい理由にはさまざまな要因があると考えられるが、どこからが通常の家族の間で行われていることで、どこからが虐待であるかを判断するのが難しいため、発見する側の保健や福祉の専門職でさえも積極的に取り上げにくいという面がある。さらに本人に認知症状があれば、自分の置かれている状況を正確に伝えること自体が困難な場合もある。社会的・文化的要素が絡むだけでなく、高齢者及び家族の主観的要素も加味されることから、何をもって高齢者虐待とするかなどの多くの課題を抱えている。

図表2 高齢者虐待の概念図



出典：小林篤子2004『高齢者虐待』p219より作成

2 高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義と分類

(1) 高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義

高齢者虐待防止法において、高齢者とは65歳以上の者をいい、高齢者虐待とは養護者及び要介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。また同法は、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定め、高齢者の権利擁護に資することを目的としている。

高齢者虐待防止法により高齢者虐待の防止は、市町村の責務となり、地域包括支援センターが高齢者虐待防止や権利擁護の相談を取り扱うことになった。さらに高齢者虐待を発見した者には通報の責務を定めている。

高齢者虐待とは高齢者の身体や生命に危険が及ぶものだけにとどまらず、高齢者が自覚しているかどうか、意図的・非意図的にかかわらず、高齢者の人権を侵害する行為のすべてであり、その結果として高齢者が人として尊厳を保てない状態に陥り、人間らしく生存することが侵される行為である。日本国憲法で基本的人権が保障されることはいうまでもなく、老人福祉法2条では「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」とある。重要なことは、法制度だけではなく、心の中にあるエイジズムのような偏見や差別をなくし、意識から変えていくことであると考えられる。

(2) 高齢者虐待防止法による高齢者虐待の分類

図表3のとおり、高齢者虐待防止法第2条第4項が示す虐待分類は、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5分類である。

図表3 高齢者虐待の分類と定義

分類	高齢者虐待の定義と具体例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 【具体的な例】平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。無理矢理食事を口に入れる。やけど・打撲をさせる。意図的に薬を過剰に服用させる。ベッドに縛りつける。身体的拘束・抑制をする。
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待、性的虐待に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。 【具体的な例】入浴しておらず、異臭がする。髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている。水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水状態や栄養失調の状態にある。室内にゴミを放置するなど、劣悪な環境の中で生活させる。高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを相応の理由なく制限したり使わせない。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 【具体的な例】排泄の失敗などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。怒鳴る、ののしる、悪口を言う。侮辱を込めて、子どものように扱う。高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 【具体的な例】排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。キス、性器への接触、セックスを強要する。
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が該当高齢者の財産を不当に処分することその他該当高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 【具体的な例】日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。本人の自宅などを本人に無断で売却する。年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。

出典：高齢者虐待防止法（具体例を除く）

3 高齢者虐待防止法における高齢者虐待の現状

厚生労働省「平成20年度高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果2009」によると、2008（平成20）年度に確認された要介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報対応件数は、2007（平成19）年度379件、2008年度451件と72件（前年度比19.0%）増加、一方家族など養護者による高齢者虐待についての相談・通報対応件数は、2007年度19,971件、平成20年度21,692件と1,721件（同8.6%）増加と、要介護施設と家庭の双方で増加している。また家庭における虐待判断件数は14,889件で、前年度より1,616件（同12.2%）増加していることがわかった。虐待の実態として、被虐待高齢者の77.8%が女性であり、年齢は80歳代が41.7%を占めていた。虐待者は息子が一番多く40.2%であった。虐待の種別・類型では、殴るなどの身体的虐待が63.6%で最も多く、暴言や無視などの心理的虐待、介護の放棄が上位を占めていた。しかしなが

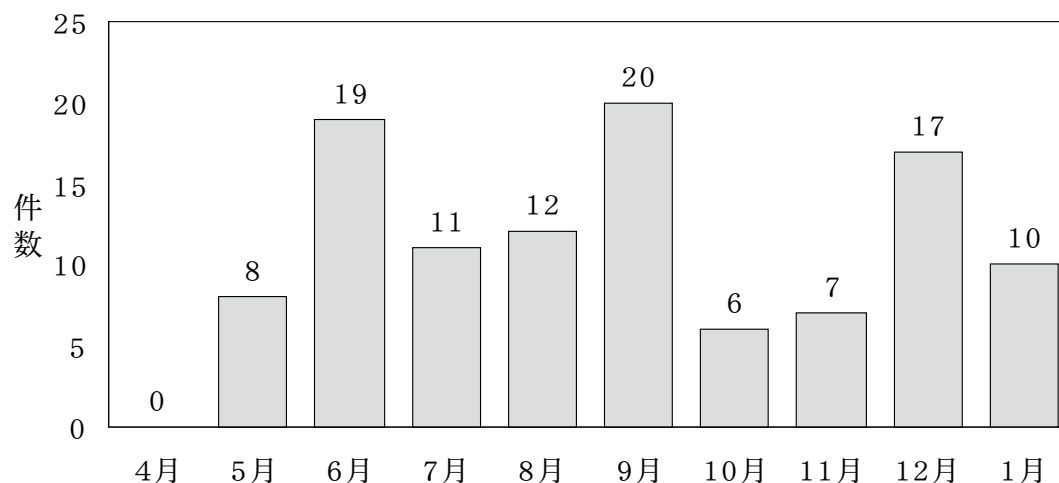
らこの調査に示された数値は、当然顕在化していない虐待を含んでいない〔図表4〕。

図表4 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果

虐待の種類・類型 (重複あり)	要介護施設従事者等による 高齢者虐待 (%)		養護者による 高齢者虐待 (%)	
	身体的虐待	74.30	身体的虐待	63.60
	心理的虐待	30.00	心理的虐待	38.02
	世話の放棄・放任	5.70	世話の放棄・放任	27.00
	性的虐待	4.30	経済的虐待	25.70
	経済的虐待	4.30	性的虐待	0.80
被虐待高齢者の状況	女性	70.20	女性	77.80
	80代	54.80	80代	41.70
虐待者の職種・続柄	介護職員	89.50	息子	40.20
	管理者	5.80	夫	17.30
	その他	4.70	娘	15.10
相談・通報者 (複数回答)	家族・親族	34.60	介護支援専門員等	43.80
	該当施設職員	25.70	家族・親族	13.31
	該当施設元職員	12.40	被虐待高齢者本人	11.80
	その他	39.40	その他	39.30

出典：厚生労働省平成20年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に基づく対応状況等に関する調査結果2009. 11 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r08520000002mce.html> より作成

図表5 北九州市小倉北区における高齢者虐待の相談件数



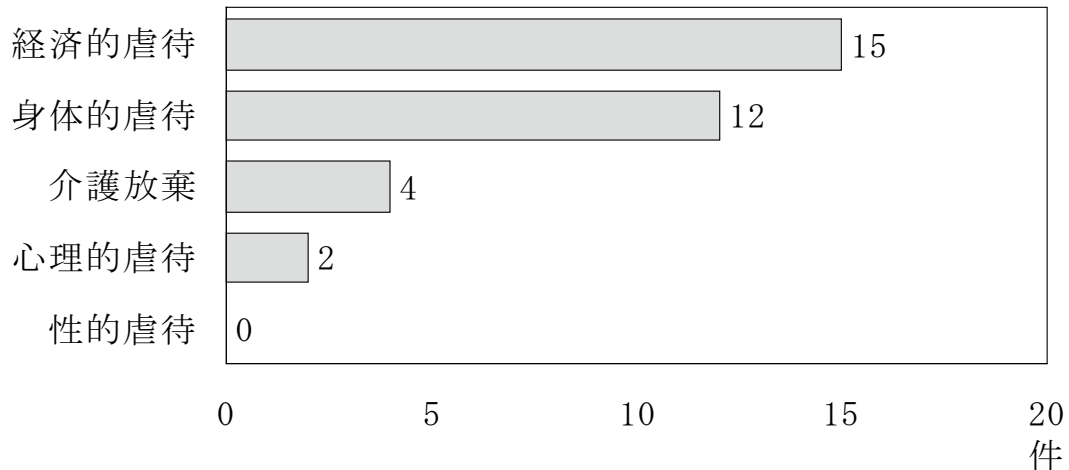
出典 小倉北区権利擁護・虐待事例への取り組みVOL.2 2007

ここで北九州市における高齢者虐待に関する調査の一部を示す。北九州市小倉北区役所生活支援課統括支援センター『小倉北区権利擁護・虐待事例への取り組みVOL.2』によると、2006(平成18)年4月～2007年1月の北九州市小倉北区における高齢者虐待に関しての相談は、月平均11.4件であった〔図表5〕。

次いで2006年4月～2007年1月の北九州市小倉北区における類型別高齢者虐待に関しての相

談は、経済的虐待が15件を占め、次に多いのが身体的虐待で12件であった。また、虐待の中には身体的虐待と経済的虐待など、重複が多くみられた。なお当件数は、地域包括支援センター・統括支援センターが直接事例に関わったケースのみを示しており、前記の虐待相談件数とは違いがある〔図表6〕。

図表6 分類別高齢者虐待の相談件数



出典 小倉北区権利擁護・虐待事例への取り組みVOL.2 2007

相談者と相談内容・状況に関しては、図表7のとおりである。高齢者虐待の相談者・通報者は介護支援専門員や民生委員が多く、次いで隣人・知人であり、本人・家族の順であった。

虐待を受ける確率が高いのは、年齢の高い高齢者、男性よりは女性、心身に障害がある者であり、特に80歳以上の高齢者が半数以上を占めているという報告がある。養護者や介護者が虐待者であるというケースがほとんどで、養護・介護と虐待の関係の深さがわかる。

なお、個人情報保護の観点から北九州市小倉北区役所生活支援課統括支援センターにおける小倉北区権利擁護・虐待事例への取り組みに関する報告書は現在作成されていない。

図表 7 高齢者虐待の相談内容

相談者	本人の状況	内容
本人	女性 自立 認知症なし	息子の借金で家庭内で喧嘩ばかりしていると本人から連絡。次男はお金を借り逃げ、同居している長男が保証人となり返済が大変で文句ばかり言われている。
病院SW	女性 要介護 5 認知症	入院費を次男が支払わない。次男は高次脳機能障害があり判断力が弱い。以前次男から身体的虐待を受けたことがある。退院した後はネグレクトが心配。
民生委員	女性 要支援 1 認知症なし	アルコール中毒の次男からの暴力で右眼が腫れている。自宅内も暴れたあとがある。
介護支援専門員	女性 要支援 1 認知症なし	娘と二人暮らし。鍋を頭にぶつけられる。出て行けと毎日のように言われる。
介護支援専門員	女性 要介護 2 認知症なし	本人と次女、長男家族との同居。 次女より毎日のように悪口を言われ、時々頭を叩かれる。
介護支援専門員	女性 要介護 4 認知症	長男と二人暮らし。 長男はアルコール依存で包丁を振り回すことがある。
長女	男性 要介護 2 認知症	長男と二人暮らしだが、ほとんど食事を与えない。 脱水状態が続いており、顔に殴られたようなアザがある。
介護支援専門員	女性 要介護 1 認知症	同居している長男に蹴られて肋骨骨折し入院。 今後どのように対応していけばいいのか。
介護支援専門員	女性 要介護 2 軽度の認知症	長男と二人暮らし。長男が本人の年金を担保に借金している。お金の工面がつかず、介護保険サービスを利用していたが、利用が困難になってきている。
介護支援専門員	女性 要介護 2 認知症あり	長男と二人暮らし。右頬にアザがある。手先などが汚れ、入浴はおこなえていない様子。

出典 小倉北区権利擁護・虐待事例への取り組みVOL.2 2007

Ⅲ 調査の概要

1 調査の手続き

(1) 高齢者調査

調査対象	地域交流型デイサービスの利用者
調査期間	2010年10月14日～11月16日
調査方法	地域交流型デイサービス参加した人への質問紙による集合調査
回収回答票数	79票
集計回答票数	79票

地域交流型デイサービスとは社会福祉法人北九州市社会福祉協議会が主催する介護予防サービス高齢者地域交流支援通所事業のひとつで、住み慣れた地域の拠点である市民センターにおいて、週2回、平日の10:00～14:00の時間に、健康運動指導士や管理栄養士ら介護予防担当のもと、昼食会や各種レクリエーション、健康チェック、体操など健康や生きがいがづくりに役立つサービスを提供する。利用できる人は北九州市内在住の在宅高齢者で、介護保険制度要介護認定で非該当とされた人や、おおむね65歳以上で少し身体の動きが弱った人、一人暮らしの人や閉じ

こもりがちな人である。この事業実施中に社会福祉法人北九州市社会福祉協議会デイ指導員の協力のもと、79人の高齢者に回答を得た。

(2) 大学生調査

調査対象	3科目を受講した北九州市立大学の学生
調査期間	2008年10月2～3日
調査方法	受講学生への質問紙による集合調査
回収回答票数	209票
集計回答票数	209票

2 調査票について

大学生対象の調査には、牧野里奈の「十勝における高齢者虐待に関する認識調査(1)―N地区とF地区の比較―」(2005)を参考に修正・追加し、調査に用いた(「高齢者虐待に関する認識調査―大学生の視点から―」(2009))。その調査票を再検討し、高齢者対象の調査票を作成した。

虐待の分類は、高齢者虐待防止法第2条第4項が示す5分類、すなわち身体的虐待、介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待を用いた。調査票は資料として添付している。

図表8は高齢者への調査で用いた5つの虐待事例であり、図表9は大学生への調査で用いた7つの虐待事例である。

図表 8 高齢者への調査で用いた虐待事例

虐待分類	事例
身体的虐待	75歳女性。夜眠らず、外を徘徊するようになり、家族が眠れなくなったため、息子（52歳）がベッドに縛りつけた。
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	81歳女性。娘と同居であるが、その娘が入院中のため、近くに住んでいる孫が世話をしている。1ヶ月間コタツに入ったままで、寝たきりの状態である。食事摂取はほとんどなく、排便・排尿もそのままである。本人は孫の入院の勧めを拒否している。
心理的虐待	94歳男性。室内は歩行器使用で、トイレ以外は起きない。息子（69歳）夫婦、主に息子の嫁（57歳）の介護を受けている。「臭い、汚い、鼻がおかしくなる」「親じゃないのに何で面倒見なければならないのか」等々。本人の前で言葉にするが、身の回りのことはきちっと世話をしている。
性的虐待	76歳男性。脱衣所で服を脱いで裸になりお風呂に入ろうとしていた時、ノックもせず嫁（48歳）が入って来て、下から上まで体を見た後、笑って出て行った。
経済的虐待	79歳女性。年金7万円を仏壇の引き出しに入れて保管していた。ある時、病院へ行くために、仏壇の引き出しを開けると、7万円あったはずが5万円になっていた。おかしいと思いながらも、誰にも話さずにいた。3日後、買い物に行こうと思い仏壇に向かうと、息子（54歳）がお金を持って行こうとしていた。見つかった息子は、「ちょっと借りるだけだ。」と言って、勝手に持って行った。

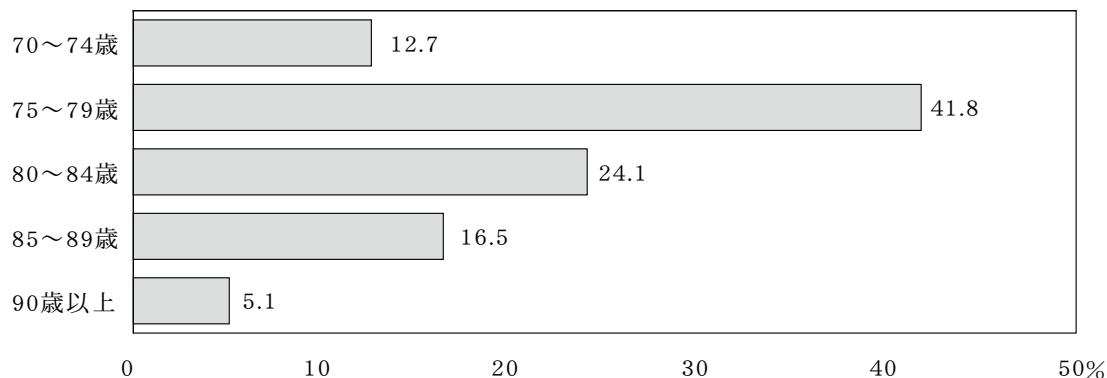
図表 9 大学生の調査で用いた虐待事例

虐待分類	事例
身体的虐待	高齢者（84歳）の体には、お腹や背中に、打撲のような跡・アザが2・3ヶ所ある。
	75歳女性。夜眠らず、外を徘徊するようになり、家族が眠れなくなったため、息子（52歳）がベッドに縛りつけた。
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	81歳女性。娘と同居であるが、その娘が入院中のため、近くに住んでいる孫が世話をしている。1ヶ月間コタツに入ったままで、寝たきりの状態である。食事摂取はほとんどなく、排便・排尿もそのままである。本人は孫の入院の勧めを拒否している。
心理的虐待	80歳男性。一家で食事をする時に、家族全員が揃って食事をするのが習慣である。しかし、男性の部屋の前には食事が用意されて置かれており、家族と同じ食卓を囲むことができず、常にひとり自分の部屋で食事をとっている。
	94歳男性。室内は歩行器使用で、トイレ以外は起きない。息子（69歳）夫婦、主に息子の嫁（57歳）の介護を受けている。「臭い、汚い、鼻がおかしくなる」「親じゃないのに何で面倒見なければならないのか」等々。本人の前で言葉にするが、身の回りのことはきちっと世話をしている。
性的虐待	76歳男性。脱衣所で服を脱いで裸になりお風呂に入ろうとしていた時、ノックもせず嫁（48歳）が入って来て、下から上まで体を見た後、笑って出て行った。
経済的虐待	79歳女性。年金7万円を仏壇の引き出しに入れて保管していた。ある時、病院へ行くために、仏壇の引き出しを開けると、7万円あったはずが5万円になっていた。おかしいと思いながらも、誰にも話さずにいた。3日後、買い物に行こうと思い仏壇に向かうと、息子（54歳）がお金を持って行こうとしていた。見つかった息子は、「ちょっと借りるだけだ。」と言って、勝手に持って行った。

3 対象者の基本属性

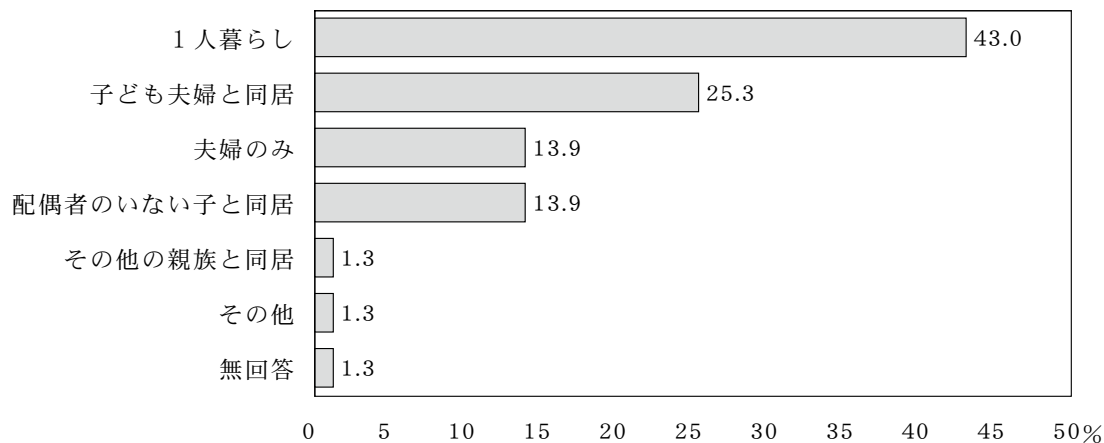
(1) 高齢者の基本属性

図表10 高齢者の年齢



図表10のとおり、性別は男性が3.8%（3人）、女性が96.2%（76人）と、女性が9割以上であったため図表で示していない。年齢は全員が70歳以上で、70～74歳が12.7%（10人）、75～79歳が41.8%（33人）と最も多く、80～84歳が24.1%（19人）、85～89歳が16.5%（13人）、90歳以上が5.1%（4人）で、最高齢は95歳であった。

図表11 高齢者の家族構成

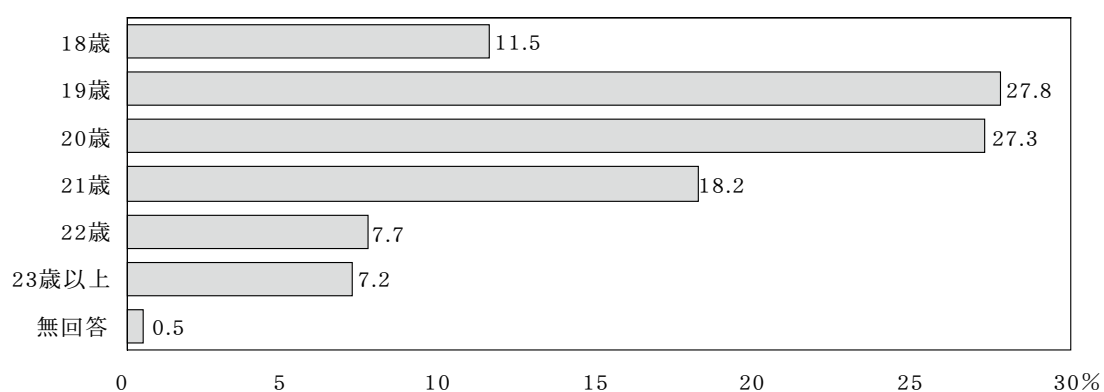


図表11は家族構成を示しているが、1人暮らしの高齢者が43.0%（34人）と最も多く、次いで子ども夫婦と同居している高齢者が25.3%（20人）、夫婦のみ世帯の高齢者と配偶者のいない子と同居している高齢者がそれぞれ13.9%（11人）であった。その他の親族と同居している高齢者、その他、無回答がそれぞれ1人であった。

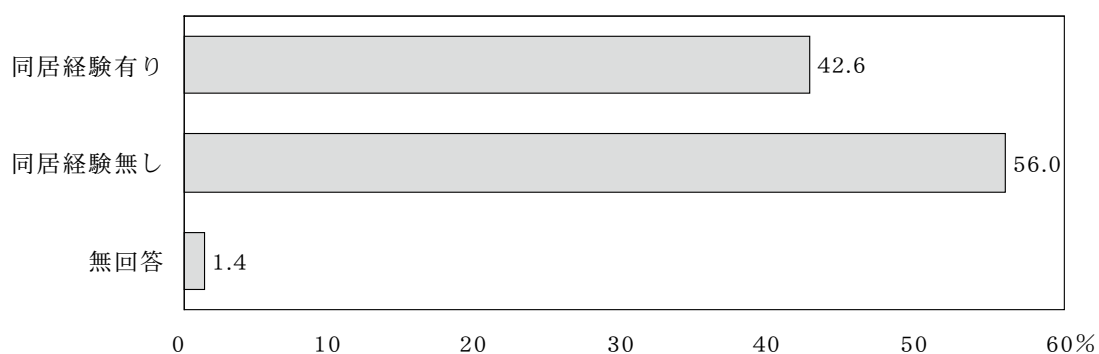
(2) 大学生の基本属性

年齢は図表12のとおり、19～20歳が5割以上を占め、21歳を加えると7割を超える。

図表12 大学生の年齢



図表13 祖父母との同居経験の有無



家族構成については調査をしていないが、図表13には祖父母との同居経験の有無について示した。同居経験がある学生が42.6%（89人）、同居経験がない学生が56.0%（117人）で、祖父母との同居経験のない学生の方が多く、過半数を超えていた。

以上が調査対象者の基本属性であるが、以降の結果の考察等では高齢者の調査結果を中心に、共通する質問がある場合にのみ調査結果と比較する。また、ここで紹介する以外にも調査票にある質問について回答を得たが、集計表のみ載せており今回は掲載していない。

IV 調査結果に基づく世代間の高齢者虐待の捉え方の比較

1 調査結果に基づく虐待5分類の判断に関する比較

「高齢者虐待の認識に関するアンケート」を、5つの高齢者虐待の分類別に、結果をまとめると次のとおりである。

高齢者を対象とした調査への回答は、「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の5分類の事例について、それぞれ「虐待であると思う」「虐待ではないと思う」「どちらともいえない」の3つの選択肢の中から、当てはまるもの1つを選択する形式である。

以下では、高齢者と大学生の共通する事例のみ調査結果を示す。

（1）身体的虐待

高齢者虐待防止法における身体的虐待とは、「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」であり、具体的な例は、叩く、殴る、蹴る等身体に暴力的行為を加えることである。

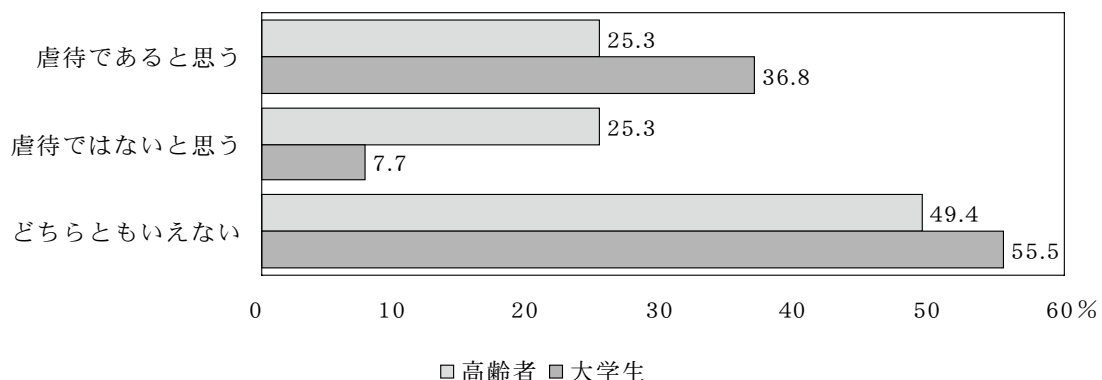
事例1 「身体拘束」の事例

75歳女性。夜眠らず、外を徘徊するようになり、家族が眠れなくなったため、息子（52歳）がベッドに縛りつけた。

事例1は高齢者が夜徘徊するようになり、家族が眠れなくなったため、ベッドに縛りつけたものがある。身体的虐待としては、殴る、蹴るなどの身体に暴力を与えることをイメージしやすいが、身体拘束は明らかに自由を奪う行為であり、身体的虐待にあたる。

調査の結果は、図表14に示すとおりである。虐待と判断している高齢者と判断していない高齢者がそれぞれ約25%に対し、虐待と判断している大学生は約36%で10ポイント以上多く、判断していない大学生は高齢者より20ポイント近く少ない。このように身体的虐待に関しては大学生の方が虐待の認識が高かった。「どちらともいえない」と判断を保留した人は高齢者、大学生ともに約半数を占め、虐待の判断の難しさを示唆している。

図表14 高齢者と大学生の身体的虐待の判断



(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者虐待防止法における介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）とは、「高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待、性的虐待に揚げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること」となっている。具体的な例は、水分や食事を与えられず、脱水状態や栄養失調の状態にある。入浴しておらず、異臭がする。室内にゴミを放置するなどである。

事例 2（「ネグレクト」の事例）

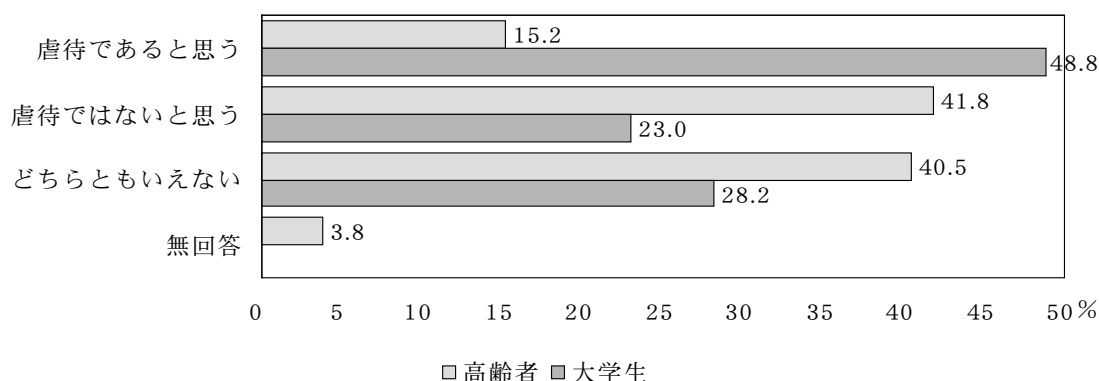
81歳女性。娘と同居であるが入院中のため、近くに住んでいる孫が世話をしている。1ヶ月間コタツに入ったままで、寝たきりの状態である。食事摂取はほとんどなく、排便・排尿もそのままである。本人は孫の入院の勧めを拒否している。

事例 2 は寝たきりで飲食がほとんどなく、排便・排尿においても世話や介助がなされておらず、高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置等養護を著しく怠る行為であり、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）にあたる。

この事例は実際に行政が虐待と判断した事例であり、同居していない孫からの通報で、病院に搬送されるが、搬送先の病院で死亡という最悪な結果となった。高齢者自身が孫の勧める入院を拒否しているという面もあり、判断が難しくグレーゾーンとも考えられるが、世話の放棄・放任（ネグレクト）である。背景には不適切なケア、知識・情報の不足、さらには高齢者本人の恥の意識等が絡んでおり、家族以外の人への介入が難しい事情がある。このように家庭の事情を他者に知られたり介入されることを嫌い、自分の心の中に抱え込むといった高齢者側の問題も、高齢者虐待の早期発見を難しくしている要因のひとつである。しかしながら事例 2 のような行為は、高齢者自身の自覚を問わず生命や健康に影響を及ぼしており、明らかに介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）とみなされる。また、高齢者はじっとして動かない、寝たままでも違和感がなく日常生活においてもそれが普通であるという高齢者のイメージや養護者側の勝手な思い込みが、意図的・非意図的にかかわらず、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）につながっていると考えられる。

さらに高齢者虐待防止法第 2 章第 7 条では、「養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、該当高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない」となっており、高齢者虐待を発見した場合は、自治体への通報が義務付けられている。この事例の場合、入院による保護・分離や老人福祉法第 20 条第 3 項に規定する短期入所施設への措置が必要な事例である。その際には、高齢者の心理面を考慮しながら、高齢者・養護者双方への公的な支援を含めた援助や社会資源の活用が必要であろう。

図表15 事例2 高齢者と大学生の介護・世話の放棄・放任の判断（複数回答）



調査結果は、図表15に示すとおりである。高齢者と大学生の虐待認識結果を比較すると、大学生では半数近くが虐待と判断している一方で、高齢者は約15%と大学生の3分の1以下であり、大学生と比べると虐待の認識が低かった。一方、虐待と判断していない高齢者は4割を超えていたが、大学生では23%で、虐待と認識していない高齢者が多かった。判断を保留した高齢者も4割おり、大学生と比較すると高齢者の方が虐待認識の判断が難しいと感じていると推測できる。

（3） 心理的虐待

高齢者虐待防止法における心理的虐待とは、「高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」となっている。具体的な例としては、怒鳴る、悪口を言う、意図的に無視するなどがある。

事例3（「言葉による暴力」の事例）

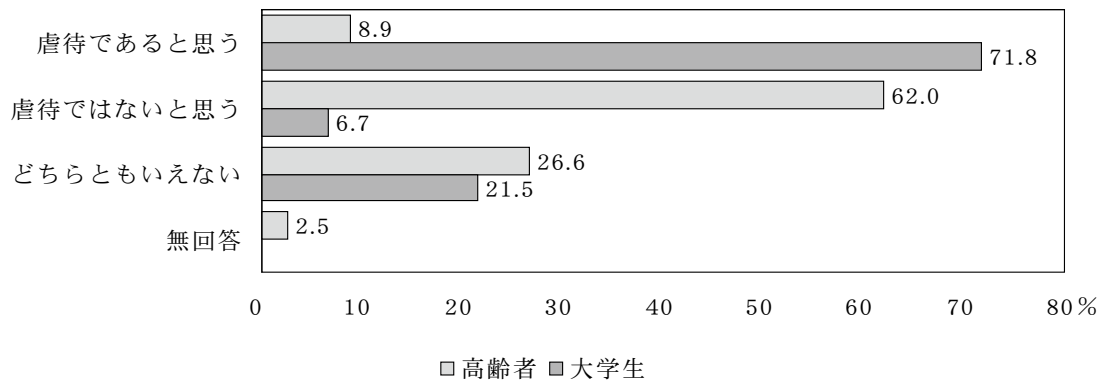
94歳男性。室内は歩行器使用で、トイレ以外は起きない。息子(69歳)夫婦、主に息子の嫁(57歳)の介護を受けている。「臭い、汚い、鼻がおかしくなる」「親じゃないのに何で面倒見なければならぬのか」等々。本人の前で言葉にするが、身の回りのことはきちっと世話をしている。

事例3はののしる、悪口を言うなど言葉による暴力行為である。しかしながら身の回りの世話はきちっとしているため、グレーゾーンとも考えられ、判断が難しい事例といえる。

この事例もまた行政で実際に扱われ、グレーゾーンと判断された事例である。本人は家に執着しており、雨戸を閉めた暗い室内で、追い出される不安から必死にトイレに行っており、ベッドとトイレの行き来のみである。家族は言葉がきついが表裏なく言葉にするだけで、世話はしている。背景には介護疲れや介護ストレス、知識・情報の不足、さらに永い間の家族関係が複雑に絡んでおり、行政であっても介入が難しい事例である。

調査結果は、図表16に示すとおりである。高齢者と大学生の虐待認識結果を比較すると、大学生においては7割以上が虐待であると判断している一方で、高齢者は1割弱しか虐待と判断していなかった。逆に虐待と判断していない高齢者は約6割以上おり、大学生においては1割以下で、高齢者と大学生の虐待認識は真逆の結果であった。虐待の判断に迷った高齢者と大学生は、比較的差が少なかった。

図表16 高齢者と大学生の心理的虐待の判断



(4) 性的虐待

高齢者虐待防止法における性的虐待とは、「高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること」となっている。具体的な例として、キス、性器への接触、セックスを強要するなどがある。

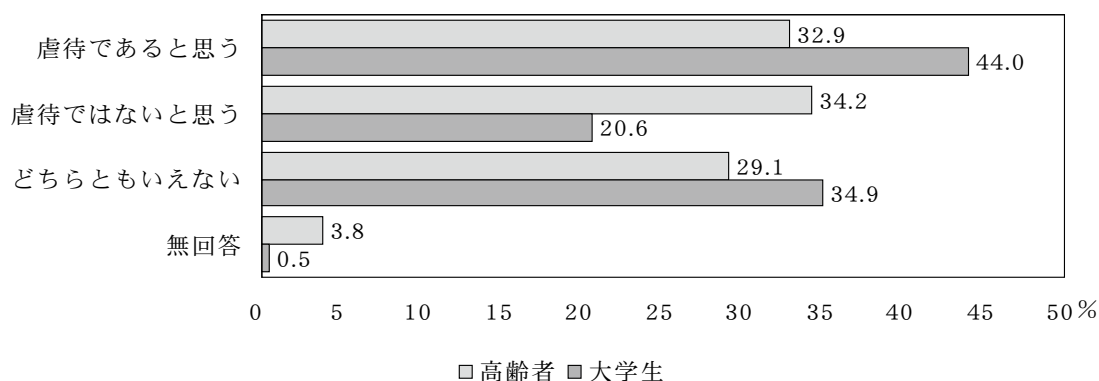
事例4 (「嘲笑い」の事例)

76歳男性。脱衣所で服を脱いで裸になりお風呂に入ろうとしていた時、ノックもせずに嫁(48歳)が入って来て、下から上まで体を見た後、笑って出て行った。

事例4では高齢者の体を見て笑ったという行為を示した。性的虐待としてイメージしやすいのは、無理な性的関係や性的ないたずらなどであると思われる。しかしながらイメージしやすい内容からだけで性的虐待の範囲を捉えてしまうと、狭い範囲しか性的虐待としてみない危険性がある。事例4のように性的な辱めのような行為も性的虐待と捉える必要があり、性的虐待に関してはどこまでを性的虐待の範囲として捉えるかが課題である。また、この事例は心理的虐待としても捉えることができる。

調査結果は、図表17のとおりである。高齢者と大学生の虐待認識結果を比較すると、虐待と判断している高齢者は約3割で、大学生の44.0% (92人) より1割ほど少なく、大学生の方が虐待の認識が高かった。一方虐待と判断していない高齢者は3割を超えていたが、大学生は20.6% (43人) であり、高齢者の方が多く、大学生の方が少なかった。「どちらともいえない」と判断を保留した高齢者は3割弱であったのに対し、大学生は34.9% (55人) と大学生の方が多かった。高齢者における性的虐待の認識は、虐待と判断している高齢者と判断していない高齢者がほぼ同数で、さらに判断を保留した高齢者が29.1% (23人) で3つの選択肢において大差がなかった。

図表17 高齢者と大学生の性的虐待の判断



(5) 経済的虐待

高齢者虐待防止法における経済的虐待とは、「養護者又は高齢者の親族が該当高齢者の財産を不当に処分することその他該当高齢者から不当に財産上の利益を得ること」となっている。具体的な例として、年金や預貯金を勝手に使用する。本人の自宅などを無断で売却するなどがある。

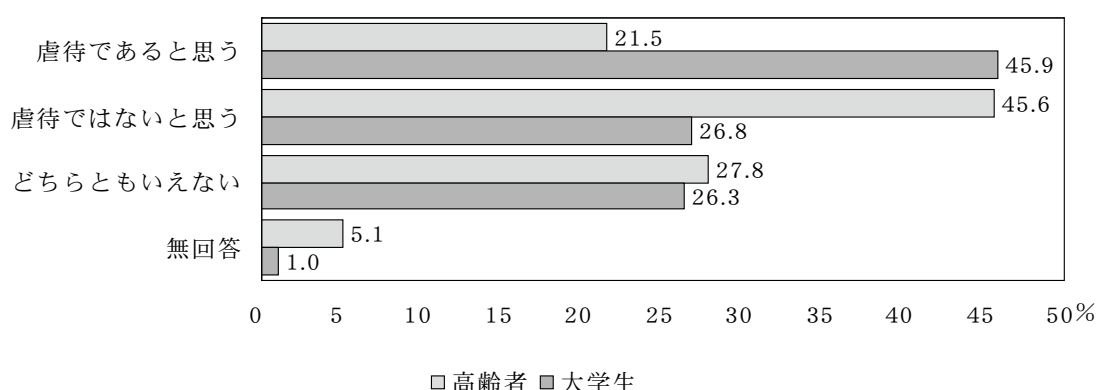
事例5（「金銭搾取」の事例）

79歳女性。年金7万円を仏壇の引き出しに入れて保管していた。ある時、病院へ行くために、仏壇の引き出しを開けると、7万円あったはずが5万円になっていた。おかしいと思いつつも、誰にも話さずにいた。3日後、買い物に行こうと思い仏壇に向かうと、息子（54歳）がお金を持って行こうとしていた。見つかった息子は、「ちょっと借りただけだ。」と言って、勝手に持って行った。

事例5は、高齢者本人に断りなく、金銭を使用したというものである。近年、高齢者をターゲットにした消費者被害も多く、経済的虐待は高齢者虐待特有の虐待分類であり、家庭内の役割や立場といった関係性も関与してくることから認識が難しい事例である。しかしながらたとえ家族間や家庭の中で起こったことでも、身内という近い関係だからこそ事柄によっては守るべき道徳やルールがあり、適切な距離感を保つ必要があると考える。

調査結果は、図表18のとおりである。高齢者と大学生の虐待認識結果を比較すると、「虐待であると思う」と判断した人は、高齢者が約2割であるのに対し、大学生が45.9%（96人）、「虐待ではないと思う」と判断した人は、高齢者が4割以上で半数近くの高齢者が虐待の認識がないのに対し、大学生が26.8%（56人）と、心理的虐待と同様に経済的虐待でも認識が真逆であり、大学生の方が虐待に対する認識が高かった。「どちらともいえない」と判断した人は、大学生が26.3%（55人）で、高齢者と同程度であった。

図表18 高齢者と大学生の経済的虐待の判断（複数回答）



2 調査結果に基づく虐待5分類の判断理由に関する比較

高齢者を対象とした調査では、虐待の5分類の事例について、虐待の判断とさらにその判断理由についても、選択肢を設け調査を行った。その他と回答した人には自由記述を求めた。

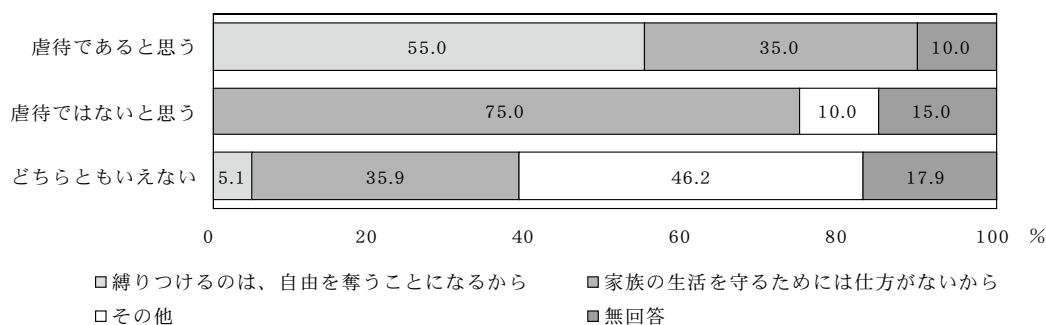
（1）身体的虐待

身体的虐待の判断理由を聞いた結果を、図表19に示した。「虐待であると思う」と判断した理由は、「縛りつけるのは、自由を奪うことになるから」と答えた人が55.0%（11人）と最も多く、次いで「家族の生活を守るためには仕方がないから」と答えた人が35.0%（7人）だった。殴る・蹴るなどの身体的暴力以外の身体的な拘束や抑制に関しても虐待と捉えている人が半数以上であった。

「虐待ではないと思う」と判断した理由は、「家族の生活を守るためには仕方がないから」と答えた人が75.0%（15人）で、「縛りつけるのは、自由を奪うことになるから」と答えた人はひとりもいなかった。「その他」と答えた人の意見は、「女性の身体の安全のため」や「家族を守るためにしかたがないと思う」という意見があった。

「どちらともいえない」と判断した理由は、「その他」が46.2%（18人）で、「自分は今の所そのような立場になった事はありませんが、いろいろ聞きますと私も息子さんのようにしたかも知れません」や「その時でないといけない」という意見の他に「昼間はヘルパーさんなどにお願いしたら良いと思います」という意見があった。次いで「家族の生活を守るためには仕方がないから」と答えた人が35.9%（14人）、「縛りつけるのは、自由を奪うことになるから」と答えた人が5.1%（2人）であった。この結果、「どちらともいえない」と判断を保留した人の中に、「縛りつけるのは、自由を奪うことになるから」が虐待と判断しきれない「家族の生活を守るためには仕方がないから」との葛藤がうかがえる。

図表19 身体的虐待の判断と判断理由（複数回答）



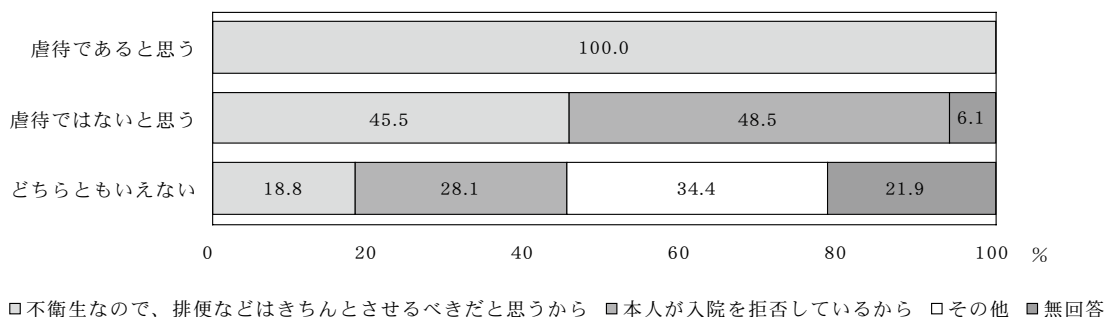
（2）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）の判断理由は、図表20のとおりである。「虐待であると思う」と判断した理由は、「不衛生なので、排便などはきちんとさせるべきだと思うから」が全員（12人）で、「食事と排便は人間としての生活の最低の基礎なので」などの意見があり、他の判断理由を挙げた人はひとりもいなかった。

「虐待ではないと思う」と判断した理由は、「本人が入院を拒否しているから」と答えた人が48.5%（16人）、「不衛生なので、排便などはきちんとさせるべきだと思うから」と答えた人が45.5%（15人）とほぼ同数であり、後者は「虐待ではないと思う」という判断である。これは高齢者本人の意思と家族の関係性を考慮したためではないかと考えられる。

「どちらともいえない」と判断した理由は、「その他」と答えた人が34.4%（11人）で、「孫に看病は無理です、入院すべきである」「成るべく入院をすすめるべきである（記述のまま）」という意見が目立った。次いで「本人が入院を拒否しているから」と答えた人が28.1%（9人）、「不衛生なので、排便などはきちんとさせるべきだと思うから」と答えた人が18.8%（6人）の順であった。このように共通している理由でも、虐待と判断されたり、虐待ではないと判断されたりという結果からも、視点の違いや立場の違いにより判断が左右されることがわかる。

図表20 介護・世話の放棄・放任の判断と判断理由（複数回答）



（3）心理的虐待

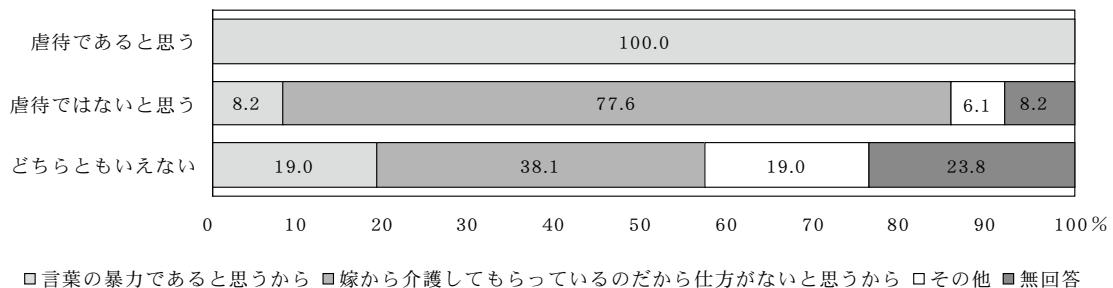
心理的虐待の判断理由は、図表21に示すとおりである。「虐待であると思う」と判断した理由は、「言葉の暴力であると思うから」と答えた高齢者が全員（7人）で、他の判断理由を挙げた

人はひとりもいなかった。

一方「虐待ではないと思う」と判断した理由は、「嫁から介護してもらっているのだから仕方がないと思うから」と答えた人が77.6%（38人）と7割以上で最も多く、「言葉の暴力である様だけどきっちり世話が出来ているから」「嫁から世話されているから仕方ないと思います」という「その他」の意見があり、言葉の暴力であることを認識しているにもかかわらず、世話になっているから仕方がないという高齢者側に立った判断をしているのではないかと考えられる。次いで「言葉の暴力であると思うから」と答えた人と無回答がそれぞれ8.2%（4人）、その他が6.1%（3人）の順であった。

「どちらともいえない」と判断した理由は、「嫁から介護してもらっているのだから仕方がないと思うから」と答えた人が38.1%（8人）、次いで「言葉の暴力であると思うから」と「その他」と答えた人がそれぞれ19.0%（4人）であった。このように理由が同じでも、判断が異なる。

図表21 心理的虐待の判断と判断理由（複数回答）



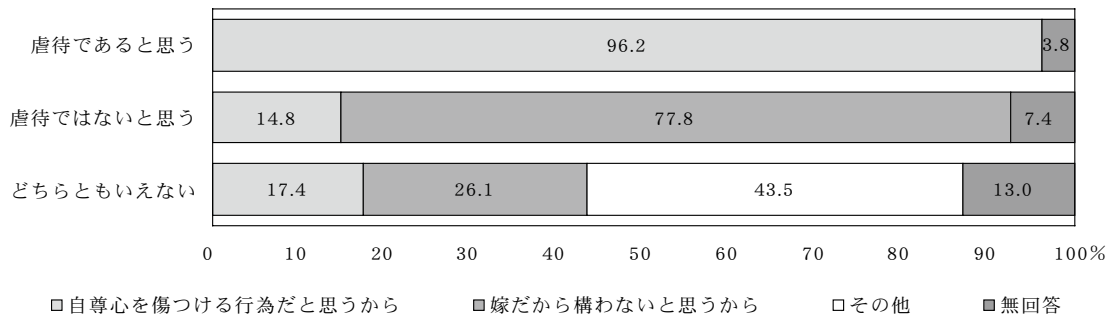
（４）性的虐待

性的虐待の判断理由を聞いた結果を図表22に示した。「虐待であると思う」と判断した理由は、「自尊心を傷つける行為だと思うから」と答えた人が96.2%（25人）で、虐待と判断した人のうち無回答の1人を除いた人が自尊心を傷つける行為であると認識していた。

一方「虐待ではないと思う」と判断した理由は、「嫁だから構わないと思うから」と答えた人が77.8%（21人）と最も多く、高齢者側に立った考えより、家族という間柄を優先した考えの方が7割を超えていた。次いで「自尊心を傷つける行為だと思うから」と答えた人が14.8%（4人）、無回答が7.4%（2人）であった。

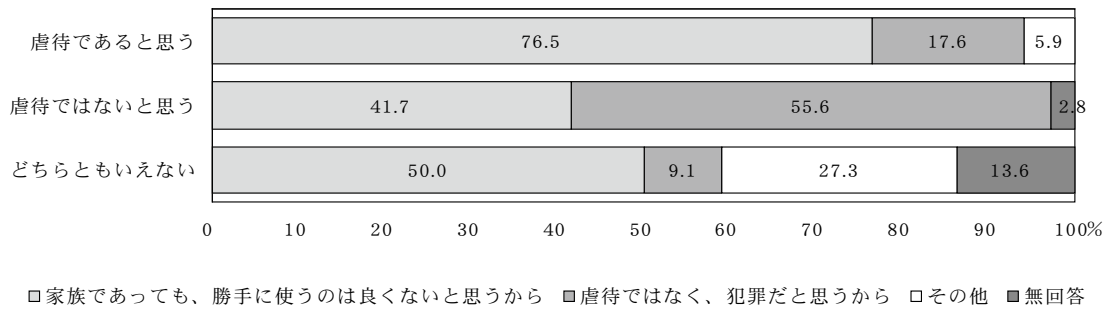
「どちらともいえない」と判断した理由は、「その他」と答えた人が43.5%（10人）と最も多く、「笑いはいけませんが、身体を心配されているのでは」という意見がある一方で「同じ家に住んでいるのだから仕方がない事だと思う」という意見があった。次いで「嫁だから構わないと思うから」と答えた人が26.1%（6人）、「自尊心を傷つける行為だと思うから」と答えた人が17.4%（4人）の順であった。

図表22 性的虐待の判断と判断理由（複数回答）



(5) 経済的虐待

図表23 経済的虐待の判断と判断理由



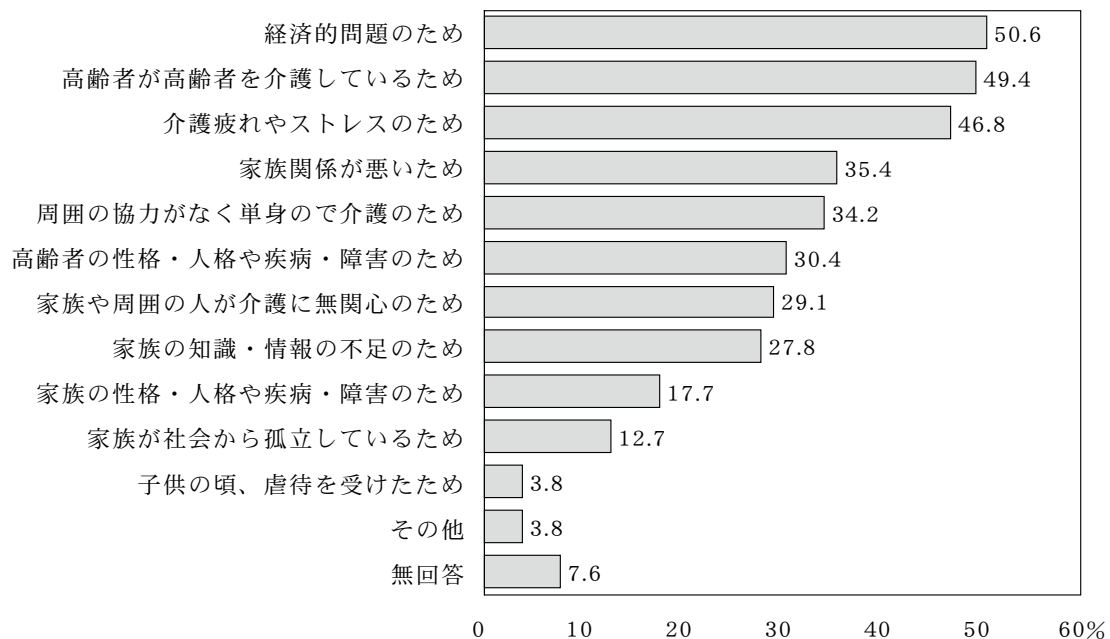
図表23は経済的虐待の判断理由の結果を示している。「虐待であると思う」と判断した理由は、「家族であっても、勝手に使うのは良くないと思うから」と答えた人が76.5%（13人）と7割以上で、「虐待ではなく、犯罪だと思うから」と答えた人が17.6%（3人）、「その他」が5.9%（1人）であった。

一方「虐待ではないと思う」と判断した理由は、「虐待ではなく、犯罪だと思うから」と答えた人が55.6%（20人）と多く、「家族であっても、勝手に使うのは良くないと思うから」と答えた人が41.7%（15人）で、虐待ではないと認識した高齢者では、半数以上が虐待ではなく犯罪であると考えていた。

「どちらともいえない」と判断した理由は、「家族であっても、勝手に使うのは良くないと思うから」と答えた人が50.0%（11人）と半数にのぼり、「その他」と答えた人が27.3%（6人）、「虐待ではなく、犯罪だと思うから」と答えた人が9.1%（2人）の順であった。

3 虐待発生理由について

図表24 虐待発生理由（複数回答）

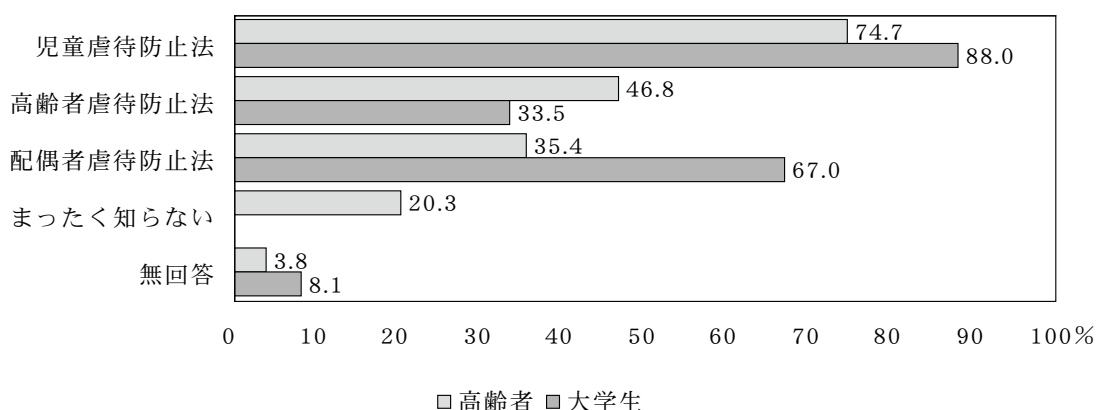


高齢者に対して事例1～5のようなことがなぜ起こったのか、虐待発生の理由について選択肢の中から考えに近いものをすべて選んでもらったところ、図表24に示したとおりである。虐待が発生する理由について「経済的問題のため」と答えた人が50.6%（40人）と最も多く、虐待発生には経済的な問題が関係していると過半数の高齢者は考えていた。次いで「高齢者が高齢者を介護しているため」と答えた人が49.4%（39人）で、半数弱の高齢者が介護している人自身が高齢のため虐待が発生しているのではないかと考えていた。次いで「介護疲れやストレスのため」と答えた高齢者が46.8%（37人）、「家族関係が悪いため」と答えた人が35.4%（28人）、「周囲の協力がなく単身での介護のため」と答えた人が34.2%（27人）の順であった。この結果から、高齢者は虐待発生の理由について、経済的困窮や介護者の高齢化、介護疲れやストレス、家族関係、孤立などが虐待発生の要因につながっていると考えていると推測できる。

4 虐待防止の法律の認知

高齢者と大学生の虐待防止の法律の認知について、図表25に示した。児童虐待防止法の認知度が、高齢者と大学生ともにそれぞれ74.7%（59人）、88.0%（184人）と最も高かった。次いで大学生では配偶者虐待防止法が67.0%（140人）、高齢者虐待防止法が33.5%（70人）の順で、高齢者では高齢者虐待防止法が46.8%（37人）、配偶者虐待防止法が35.4%（28人）の順であり、認識に差があった。一方「まったく知らない」という高齢者が20.3%（16人）と約2割おり、今回の調査では5人に1人は虐待防止の法律を知らなかった。児童虐待についてはマス・メディアで報じられる頻度が多いことが影響していると思われる。

図表25 高齢者と大学生の防止法の認知度の比較（複数回答）



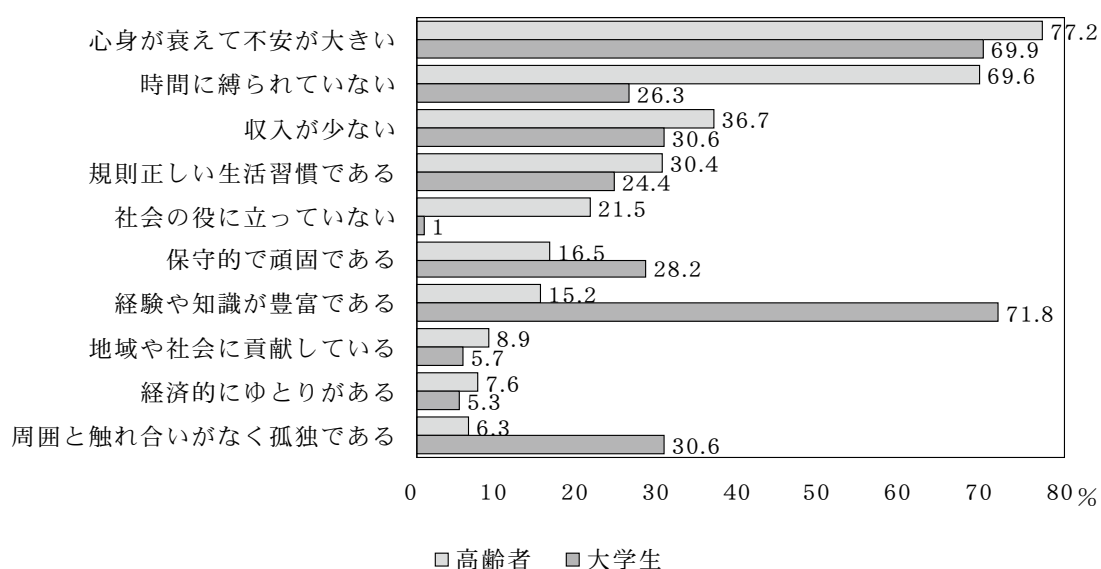
5 高齢者のイメージ

この問いは2004年内閣府「年齢・加齢に対する考え方に関する意識調査」を参考にして選択項目を作成し、特に当てはまると思うものを3つ選択する複数回答で質問した。

結果は図表26のとおりである。高齢者では「心身が衰えて不安が大きい」が77.2%（61人）で、健康面に不安があるというイメージを挙げた人が最も多かった。2番目に「時間に縛られていない」が69.6%（55人）で、約7割の高齢者が時間に自由があるというイメージをもっていた。次いで「収入が少ない」が36.7%（29人）、「規則正しい生活習慣である」が30.4%（24人）、「社会の役に立っていない」が21.5%（17人）の順であり、健康、経済、社会的役割面で負のイメージが示されている。

高齢者と大学生と比較すると、「心身が衰えて不安が大きい」も同水準で多いが、高齢者自身もつイメージと大差が認められた。大差が認められるのは、「時間に縛られていない」も同様であるが、このイメージは高齢者に比べて、大学生が少ないという「経験や知恵が豊富である」とは逆の結果である。「周囲との触れ合いがなく孤独である」「保守的で頑固である」も大学生の方が多くもつ高齢者のイメージであった。「社会の役に立っていない」と大学生は高齢者ほど思っていないこともわかる。この他のイメージでは高齢者と大学生間で大きな差は認められない。

図表26 高齢者と大学生の高齢者のイメージの比較（複数回答）



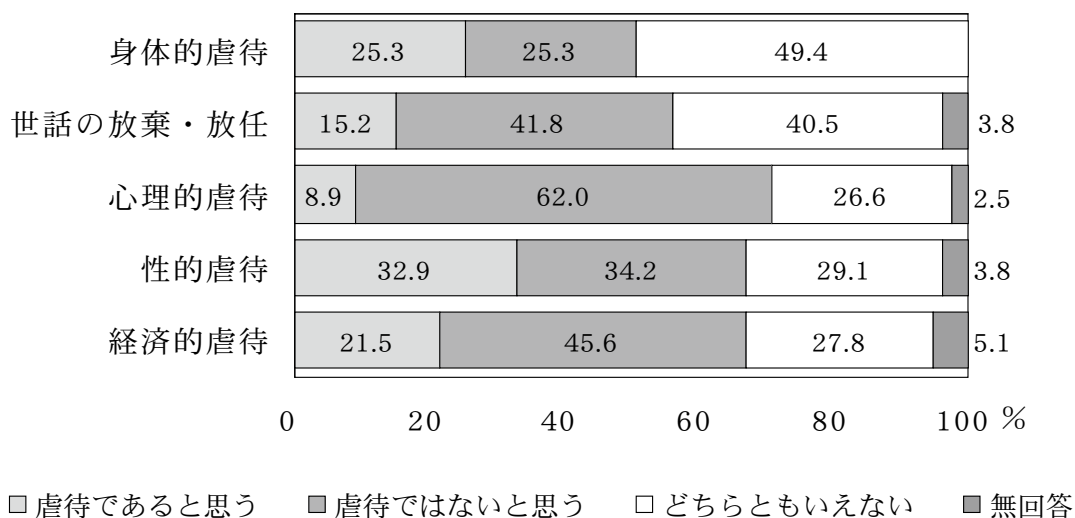
V おわりに

1 高齢者虐待に関する認識について—世代間の比較—

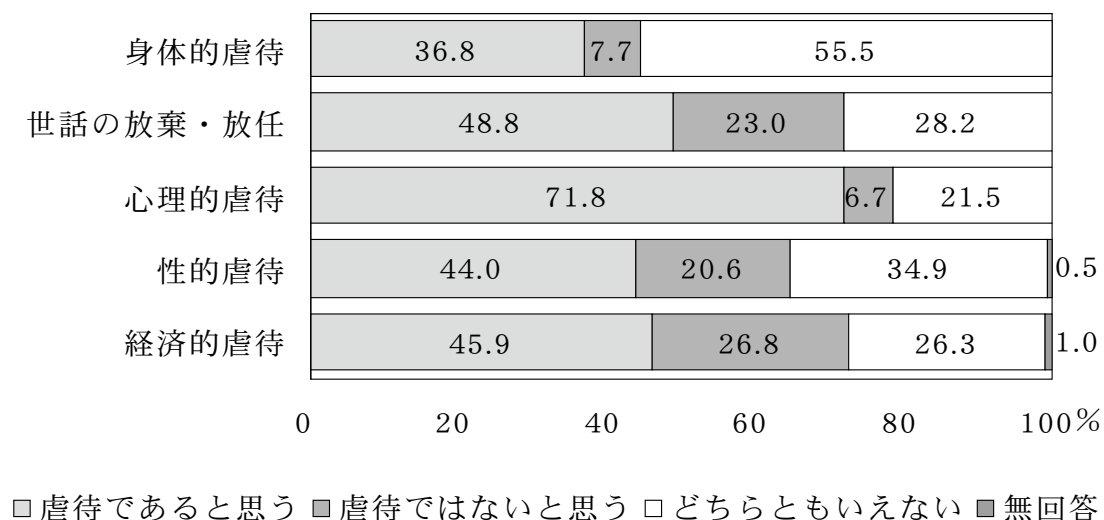
調査の結果、図表27のとおり高齢者における高齢者虐待の認識は、設定した虐待事例によって違いが大きかった。身体的虐待を除く他の4類型に関しては、虐待の認識がある高齢者より認識がない高齢者の方が多かった。中でも心理的虐待に関しては、認識が低かった。高齢者側の対場に立つと、心の中に仕舞い込んで本心を表に出さず我慢して生活しなければならないといった状況も考えられ、他者に知られることでますます居場所がなくなり、生命の危機までさらされる危険性もあるのではないかと考えられる。また高齢者自身が当事者であることから、身内である家族をかばう気持ちが働いたり、家庭の事情や家族関係を他者に知られることを嫌うという傾向もあるのではないかと考えられる。

図表28の大学生の高齢者虐待の認識と比較すると、世代の違いにより虐待の判断が異なっており、高齢者における高齢者虐待の認識は5分類すべてにおいて低く、大学生の認識の方が高いという結果であった。特に心理的虐待に関しては大学生の7割以上が虐待と認識していたのに対し、高齢者の6割が「虐待ではないと思う」と判断しており、差が顕著であった。

図表27 高齢者虐待に関する高齢者の判断



図表28 高齢者虐待に関する大学生の判断



2 高齢者虐待を認識する判断理由について

高齢者における高齢者虐待を認識する判断理由について、「家族の生活を守るためには仕方がないから」と家族との関係性において世話や介護をしてもらっているから仕方がないといった判断理由をもとに虐待の判断をしている高齢者が多かった。

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）では、虐待と判断したすべての高齢者が「不衛生なのできちんとさせるべき」という判断理由を挙げていた。

心理的虐待では、「介護してもらっているのだから仕方がない」という理由から虐待ではないと判断しており、虐待の判断が分かれた。

性的虐待では、虐待と判断した9割以上の人が「自尊心を傷つける行為だから」という理由を挙げていたが、虐待ではないと判断した人では「嫁だから構わない」という理由が7割以上と最も多く、「自尊心を傷つける行為だから」という理由を挙げた人は15%程度で、同じ理由であっ

ても虐待の判断が分かれていた。

経済的虐待では、虐待ではないと判断した人が多く、「虐待ではなく犯罪だと思うから」という理由の方が多く、「家族であっても、勝手に使うのは良くない」という理由を挙げた人の方が少なかった。

以上のように、同じ理由であっても虐待の判断が異なり、高齢者自身も虐待を認識する判断基準が明確ではないと推測できる。

3 今後の検討課題

4人に1人は65歳以上の高齢者という高齢社会に突入しようとしている日本において、高齢者虐待が存在するという事は残念なことである。日本は敬老精神を尊ぶ国である一方、高齢者の自殺も多く、嫁姑間の葛藤が存在することはよく言われていることである。また、家族間ですら複雑な感情があり、家族関係を壊すことも珍しいことではない。虐待が発生する要因は、人間関係だけでなく失業や貧困など社会的背景などさまざまな要因が絡み合っている。また昨今の経済不況による格差や経済的問題が複雑に関与していると考えられる。高齢者虐待の背景には、失業、アルコール依存、精神障害、職場等でのいじめ、夫婦間虐待の老年期への移行、虐待の世代間連鎖などの現代社会の様々な問題があることも見落とすことができない。また虐待の世代間連鎖や被害者と加害者の逆転現象、単一の虐待だけでなくそれぞれの虐待が同時期に発生したり、ある虐待が別の虐待に移行していくことも珍しいことではない。人間関係や社会での生きづらさが結果として、虐待だけでなく、いじめや非行、家庭内暴力、さらには動物虐待などにつながっているのではないかと考える。重要なのは法律や社会制度だけでなく、人との関係性の中から生まれる意識であり、関係性を見直すことが虐待の認識にも影響すると考える。

高齢者虐待防止法が施行され5年が経過したが、高齢者虐待の防止については虐待の判断が明確でないことから、まず虐待の認識を高めることが重要であり、次いで早期発見、通報義務、発見後の介入・援助、さらには高齢者のみならず家族に対する支援などが必要となるであろう。今後、高齢者虐待の防止や予防は、早期発見、通報義務、発見後の介入・援助をいかに行うかが課題であると考えられる。

高齢者虐待は決して特別な人に起こるのではなく、誰の身にも起こりうることである。高齢者の問題を考えることは、私たち自身の問題を考えることである。他人事と思うのではなく、自分たちの課題として捉える必要がある。今後も高齢化に伴い、高齢者虐待が増加する可能性は高いと考える。高齢者虐待の課題を解決するには、人権尊重意識を高揚することや、介護の社会化を徹底することが必要である。また、社会の現実に対応した法制度づくりも欠かせないと考える。

今回の調査では、調査対象が地域交流型デイサービスを利用している高齢者と大学の授業を受講した学生と限定された場所での調査のため、性別に偏りがあり、調査数に関しても少なかったため、調査対象や調査対象数に課題が残った。虐待の認識をさまざまな視点からみていき、判断基準の共通する部分や異なる部分を明確にするためには、調査対象や調査対象数を検討する必要がある。年々増え続ける高齢者虐待を防ぐためには、高齢者虐待の背景や要因を把握し、それぞれに合わせた対応を考えていかなければならない。特に社会からの孤立を防ぐためには、第三者である保健や福祉、医療の専門職の介入が不可欠である。さらには専門職と地域との連携も重要になる。そのため、今後の課題として一般の人や専門職など幅広い視点からの調査や検討が必要

であると考える。

謝辞

本調査研究を遂行するにあたりご協力をいただきました社会福祉法人北九州市社会福祉協議会の渡辺総務部長・下田福祉部長、磯田福祉部生活福祉課長、地域交流型デイサービス指導員の皆さま、調査に協力してくださったデイサービス利用の高齢者の皆さま、北九州市立大学の学生の皆さまに心から感謝いたします。

おことわり

この調査研究の一部は修士論文の一部を再構成して掲載しています。そのため、調査研究で利用したデータは、卒業論文・修士論文作成を目的として実施した調査結果を使用しています。

引用・参考文献

- 上田照子・荒井由美子・西山利政「在宅要介護高齢者を介護する息子による虐待に関する研究」
老年社会科学第29巻第1号, 2007, pp37-47
- 鵜沼憲晴・関根薫「虐待者である息子の特徴と高齢者虐待防止への視点」社会福祉学第47巻題4号, 2007, pp111-123
- 池田直樹・谷村慎介・佐々木郁子『Q&A高齢者虐待対応の法律と実務』学陽書房, 2007井村圭壯・相澤 譲治『高齢者福祉史の現状課題』学文社, 2010
- 大淵修一『高齢者虐待対応・権利擁護 実践ハンドブック』株式会社法研, 2008
- 岡田進一・橋本正明『高齢者に対する支援と介護保険制度』株式会社ミネルヴァ書房, 2010
- 金子勇『社会調査から見た少子高齢化社会』ミネルヴァ書房, 2006
- 京都社会福祉士学術研究委員会『高齢者虐待対応マニュアル ケアに携わるひとのための演習ソースブック』株式会社ミネルヴァ書房, 2005
- 高齢者虐待防止研究会『高齢者虐待に挑む 発見、介入、予防の視点』中央法規出版株式会社, 2004
- 小倉北区役所生活支援課統括支援センター『小倉北区権利擁護・虐待事例への取り組みVOL.2』小倉北区役所生活支援課, 2007
- 小林篤子『高齢者虐待』中公新書, 2004
- 在宅介護研究会『介護研通信と・と・と第18号冬』福岡県地方自治研究所, 2006
- 内閣府『高齢社会白書：年齢・加齢に対する考え方に関する意識調査』高齢社会白書, 2004
- 内閣府『平成19年版国民生活白書：つながりが築く豊かな国民生活』国民生活白書, 2007
- 寝たきり予防研究会『高齢者虐待 専門職が出会った虐待・放任』株式会社北大路書房, 2002
- 橋本和明『虐待と現代の人間関係—虐待に共通する視点とは—』株式会社ゆまに書房, 2007
- 橋本久子『高齢者の人権 看護・介護からの接近』株式会社ナカニシヤ出版, 2002
- 久塚純一・石塚優・原清一『高齢者福祉を問う』早稲田大学出版部, 2009
- 本症繁『高齢者の心理学入門 老いと痴呆に向き合う心』朱鷺書房, 2004
- 牧野里奈「十勝における高齢者虐待に関する認識調査（1）—N地区とF地区の比較—」北方圏生活福祉研究所年報第11巻, 2005, pp15-30

- 三浦美子「高齢者在宅介護における家族の介護意識に関する研究：高齢者虐待予防の視点から」
保健福祉学研究 6, 2008, pp185-200
- 山田祐子『家族介護と高齢者虐待』一橋出版株式会社, 2004
- 湯浅誠『反貧困—「すべり台社会」からの脱出』岩波新書, 2008
- 結城康博『介護 現場からの検証』岩波新書, 2008

資料

- 1 高齢者の調査票
- 2 大学生の調査票
- 3 集計表

集計表の実数は人数を示し、構成比は少数第2位を四捨五入した百分率を示している。

問 6	【事例 2】 81歳女性。娘と同居であるが入院中のため、近くに住んでいる孫が世話をしている。1ヶ月間コタツに入ったままで、寝たきりの状態である。食事摂取はほとんどなく、排便・排尿もそのままである。本人は孫の入院の勧めを拒否している。
	1 虐待であると思う 2 虐待ではないと思う 3 どちらともいえない

【問 6 副問】

なぜ、そう思われましたか。判断された理由をお答えください。

- 1 不衛生なので、排便などはきちんとさせるべきだと思うから
- 2 女性本人が入院を拒否しているから
- 3 その他 ()

問 7	【事例 3】 94歳男性。室内は歩行器使用で、トイレ以外は起きない。息子（69歳）夫婦、主に息子の嫁（57歳）の介護を受けている。「臭い、汚い、鼻がおかしくなる」「親じゃないのに何で面倒見なければならぬのか」等々。本人の前で言葉にするが、身の回りのことはきちっと世話をしている。
	1 虐待であると思う 2 虐待ではないと思う 3 どちらともいえない

【問 7 副問】

なぜ、そう思われましたか。判断された理由をお答えください。

- 1 言葉の暴力であると思うから
- 2 男性は嫁から介護してもらっているのだから仕方がないと思うから
- 3 その他 ()

問 8	【事例 4】 76歳男性。脱衣所で服を脱いで裸になりお風呂に入ろうとしていた時、ノックもせず嫁（48歳）が入って来て、下から上まで体を見た後、笑って出て行った。
	1 虐待であると思う 2 虐待ではないと思う 3 どちらともいえない

【問 8 副問】

なぜ、そう思われましたか。判断された理由をお答えください。

- 1 男性の自尊心を傷つける行為だと思うから
- 2 嫁だから構わないと思うから
- 3 その他 ()

問9	【事例5】79歳女性。年金7万円を仏壇の引き出しに入れて保管していた。ある時、病院へ行くために、仏壇の引き出しを開けると、7万円あったはずが5万円になっていた。おかしいと思いながらも、誰にも話さずにいた。3日後、買い物に行こうと思えば仏壇に向かうと、息子（54歳）がお金を持って行こうとしていた。見つかった息子は、「ちょっと借りるだけだ。」と言って、勝手に持って行った。
	1 虐待であると思う 2 虐待ではないと思う 3 どちらともいえない

【問9副問】

なぜ、そう思われましたか。判断された理由をお答えください。

- 1 家族であっても、勝手に使うのは良くないと思うから
- 2 虐待ではなく、犯罪だと思うから
- 3 その他 ()

問10	1～5のような事例は、なぜ起こったと思いますか。下記の中から、あなたの考えに近いものをすべて選んでください。
-----	--

- 1 家族や周囲の人が介護に無関心のため
- 2 高齢者が高齢者を介護しているため
- 3 周囲の協力がなく単身での介護のため
- 4 家族が社会から孤立しているため
- 5 介護疲れやストレスのため
- 6 家族の性格・人格や疾病・障害のため
- 7 家族の知識・情報の不足のため
- 8 経済的問題のため
- 9 家族関係が悪いため
- 10 子供の頃、虐待を受けたため
- 11 高齢者の性格・人格や疾病・障害のため
- 12 その他 []

ご家族・親族などについておたずねします。

問11	普段、ご家族とどのくらい話しをしますか。
-----	----------------------

- 1 よく話す 2 わりとよく話す 3 たまに話す
- 4 ほとんど話さない 5 話さない

問12	ご家族の中で、おもに話す方は誰（間柄）ですか。
-----	-------------------------

[]

問13	ご家族とどのようなことについて話しますか。あてはまるものをすべて選んでください。
-----	--

- 1 家族のことについて
- 2 身近な日々の出来事について
- 3 社会での出来事について
- 4 ペットのすることについて
- 5 その他 []

問14 ご家族と過ごす時間は、十分取れていると思いますか。

- 1 十分取れている 2 まあ取れている 3 あまり取れていない
4 まったく取れていない

問15 老後における家族（子どもや孫）とのつき合い方について、どのようにお考えですか。あなたの考えに近いものを1つだけ選んでください。

- 1 いつも一緒に生活できるのがよい 2 ときどき会って食事や会話をするのがよい
3 たまに会話する程度でよい 4 まったくつき合わずに生活するのがよい

問16 あなたは現在、ご家族を介護していますか。介護している方は〔 〕に誰か（間柄）をご記入ください。

- 1 介護している〔 〕 2 介護していない

問17 問16で「介護している」とお答えくださった方におたずねします。その方は、現在公的福祉サービスを利用していますか。

- 1 介護保険サービスを利用している 2 障害者自立支援サービスを利用している
3 利用していない 4 その他〔 〕

問18 介護にむずかしさを感じるのは、どのような時ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 本人の訴えや要望に対して、対応がわからない時
2 他の家族と、介護に対する考えや価値観が異なる時
3 認知症などの行動・障害等の対応方法がわからない時
4 介護にむずかしさを感じない
5 わからない
6 その他〔 〕

問19 家族や親族から辛い扱いを受けたということ、あなたの周りで見たり聞いたりしたことはありますか。

- 1 ある 2 ない

問20 問19の辛い扱いの内容は、どのようなことでしたか。あてはまるものをすべて選んでください。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1 友人や近所の人との交流を邪魔される | 2 活動への参加を邪魔される |
| 3 家事の手伝いを強要される | 4 食事などの準備をしてもらえない |
| 5 金銭をせびられる | 6 傷つくことを言われる |
| 7 身体への虐待がある | |
| 8 その他〔 | 〕 |

問21 問19の辛い扱いは、誰がしていましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1 息子 | 2 息子の配偶者 | 3 夫 |
| 4 妻 | 5 娘 | 6 娘の配偶者 |
| 7 孫 | 8 甥・姪 | 9 その他の親族 |
| 10 その他〔 | | 〕 |

問22 辛い扱いを受けた時に、どんな気持ちになりますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1 死にたい気持ちになる | 2 身体を動かす気がなくなる |
| 3 友人に聞いてもらいたくなる | 4 別世帯の子どもに聞いてもらう |
| 5 外出などして気分転換したくなる | 6 仕返ししたくなる |
| 7 泣いて気分を晴らす | 8 かえって頑張らなければならないと思う |
| 9 その他〔 | 〕 |

問23 友人または近所の人の中で、行き来をしている人がいますか。

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1 よく行き来をしている人がいる | 2 ある程度行き来をしている人がいる |
| 3 あまり行き来をしていない | 4 ほとんど行き来をしていない |
| 5 まったく行き来をしていない | 6 友人が近所にいない |

問24 今の生活に満足していますか。

- | | | |
|-----------------|------------|-------------|
| 1 満足している | 2 まあ満足している | 3 どちらともいえない |
| 4 どちらかといえば不満である | 5 不満である | |

虐待防止の法律についてお答えください。

問25 下記の虐待防止の法律の中で、知っているものすべてに○をつけてください。

- | | |
|-----------------|------------|
| 1 高齢者虐待防止法 | 2 児童虐待防止法 |
| 3 DV（配偶者間虐待）防止法 | 4 まったく知らない |

高齢者のイメージについてお答えください。

問26 高齢者のイメージについて、特に当てはまると思うものを下記より3つ選んでください。

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1 心身が衰えて不安が大きい | 2 経験や知恵が豊富である |
| 3 規則正しい生活習慣である | 4 時間にしばられていない |
| 5 保守的で頑固である | 6 周囲と触れ合いがなく孤独である |
| 7 収入が少ない | 8 地域や社会に貢献している |
| 9 経済的にゆとりがある | 10 社会の役に立っていない |
| 11 その他〔 | 〕 |

最後に、何かご意見があれば自由にご記入ください。

アンケートにご協力いただき、心から感謝いたします。
ご協力ありがとうございました。

資料2 大学生の調査票

【卒業論文アンケート】

北九州市立大学文学部人間関係学科4年 吉田 成美
担当教員 加倉井 美智子

『高齢者虐待に関する認識調査』

これは「高齢者虐待に関する認識調査」のためのアンケートです。お答えいただいた内容は、統計的に処理し、卒業論文の中での調査資料として使用します。他の目的に使用したり、個人が特定されるようなことはありませんので、感じるままにお答えください。ご協力お願いします。

1. あなたのことをお聞きします。当てはまるものに○印または適切な語句をご記入ください。

(1) 性別をお答えください。 ① 男性 ② 女性

(2) 年齢をお答えください。 () 歳

(3) 学部をお答えください。

① 外国語学部 ② 経済学部 ③ 文学部 ④ 法学部 ⑤ 国際環境工学部

(4) 学年をお答えください。

① 1年生 ② 2年生 ③ 3年生 ④ 4年生

(5) 実家では祖父母と同居していますか、または同居していましたか。

① 同居している・同居していた

② 今まで同居したことがない

*最も行き来をしている祖父母との関係について、下記のいずれか1つに○をお付けください

a 度々(週に1度以上程度) 行き来をしたり連絡をとっている・とっていた

b 時々(月に1~2度程度) 行き来をしたり連絡をとっている・とっていた

c たまに(2~3ヶ月に1度程度) 行き来をしたり連絡をとっている・とっていた

d あまり(4~6ヶ月に1度程度) 行き来をしたり連絡をとっていない・とっていなかった

e ほとんど行き来をしたり連絡をとっていない・とっていなかった

f 行き来をしたり連絡をとる祖父母がいない

(6) 福祉に関心がありますか。

① 関心がある ② やや関心がある ③ どちらともいえない

④ あまり関心がない ⑤ 関心がない

(7) 福祉に関係した科目を履修したことがありますか。

① 履修したことがある

*記憶にある科目名を記入してください。()

② 履修したことがない

*下記のいずれか1つに○をお付けください。

a 今後、履修するつもりである b 履修するつもりはない c わからない

(8) 下記の防止法があることを知っていますか。知っているものに○をお付けください。(複数回答可)

- ① 高齢者虐待防止法 ② 児童虐待防止法 ③ DV防止法

2. 次の事例について、あなたの思う考えに一番近いものに○をお付けください。背景はいろいろ考えられると思いますが、書かれている内容から判断してお答えください。また、その回答に対するご意見等がございましたら、()にご記入ください。

事例 1

高齢者(84歳)の体には、お腹や背中に、打撲のような跡・アザが2・3ヶ所ある。

- ① 高齢者虐待であると思う ② 高齢者虐待ではないと思う ③ 何ともいえない
ご意見等

{

事例 2

80歳男性。一家で食事をする時に、家族全員が揃って食事をするのが習慣である。しかし、男性の部屋の前には食事が用意されて置かれており、家族と同じ食卓を囲むことができず、常にひとり自分の部屋で食事をとっている。

- ① 高齢者虐待であると思う ② 高齢者虐待ではないと思う ③ 何ともいえない
ご意見等

{

事例 3

94歳男性。室内は歩行器使用で、トイレ以外は起きない。息子(69歳)夫婦、主に息子の嫁(57歳)の介護を受けている。「臭い、汚い、鼻がおかしくなる」「親じゃないのに何で面倒見なければならぬのか」等々。本人の前で言葉にするが、身の回りのことはきちっと世話をしている。

- ① 高齢者虐待であると思う ② 高齢者虐待ではないと思う ③ 何ともいえない
ご意見等

{

事例 4

75歳女性。夜眠らず、外を徘徊するようになり、家族が眠れなくなったため、息子（52歳）がベッドに縛りつけた。

- ① 高齢者虐待であると思う ② 高齢者虐待ではないと思う ③ 何ともいえない
ご意見等

事例 5

81歳女性。娘と同居であるが、その娘が入院中のため、近くに住んでいる孫が世話をしている。1ヶ月間コタツに入ったままで、寝たきりの状態である。食事摂取はほとんどなく、排便・排尿もそのままである。本人は孫の入院の勧めを拒否している。

- ① 高齢者虐待であると思う ② 高齢者虐待ではないと思う ③ 何ともいえない
ご意見等

事例 6

79歳女性。年金7万円を仏壇の引き出しに入れて保管していた。ある時、病院へ行くために、仏壇の引き出しを開けると、7万円あったはずが5万円になっていた。おかしいと思いながらも、誰にも話さずにいた。3日後、買い物に行こうと思い仏壇に向かうと、息子（54歳）がお金を持って行こうとしていた。見つかった息子は、「ちょっと借りるだけだ。」と言って、勝手に持って行った。

- ① 高齢者虐待であると思う ② 高齢者虐待ではないと思う ③ 何ともいえない
ご意見等

事例 7

76歳男性。脱衣所で服を脱いで裸になりお風呂に入ろうとしていた時、ノックもせず嫁（48歳）が入って来て、下から上まで体を見た後、笑って出て行った。

- ① 高齢者虐待であると思う ② 高齢者虐待ではないと思う ③ 何ともいえない
ご意見等

3. 最後に、「高齢者」のイメージについて、特に当てはまると思うものを下記より3つ選び、
□に番号をご記入ください。⑪その他を選ばれた方は、高齢者のイメージを（ ）にご記入
ください。

--	--	--

- ① 心身が衰えて不安が大きい ② 経験や知恵が豊富である ③ 規則正しい生活習慣である
④ 時間にしばられていない ⑤ 保守的で頑固である ⑦ 収入が少ない
⑥ 周囲と触れ合いがなく孤独である ⑧ 地域や社会に貢献している ⑨ 経済的にゆとりがある ⑩ 社会の役に立っていない
⑪ その他（ ）

ご協力ありがとうございました。

資料3 集計表 (集計した票数はすべて79のため以下では合計を省略)

問1 性別	人数	構成比
男性	3	3.8
女性	76	96.2
合計	79	100.0
問2 年齢	人数	構成比
71歳	1	1.3
72歳	2	2.5
73歳	3	3.8
74歳	4	5.1
75歳	6	7.6
76歳	6	7.6
77歳	7	8.9
78歳	12	15.2
79歳	2	2.5
80歳	2	2.5
81歳	3	3.8
82歳	5	6.3
83歳	2	2.5
84歳	7	8.9
85歳	3	3.8
86歳	4	5.1
87歳	2	2.5
88歳	4	5.1
90歳	1	1.3
91歳	1	1.3
92歳	1	1.3
95歳	1	1.3
年齢区分	人数	構成比
70～74歳	10	12.7
75～79歳	33	41.8
80～84歳	19	24.1
85～89歳	13	16.5
90歳以上	4	5.1
問3 家族構成	人数	構成比
1人暮らし	34	43.0
子ども夫婦と同居	20	25.3
夫婦のみ	11	13.9
配偶者のいない子と同居	11	13.9
その他の親族と同居	1	1.3
その他	1	1.3
無回答	1	1.3

問4 同居家族数	人数	構成比
1人	34	43.0
2人	21	26.6
3人	13	16.5
4人	6	7.6
6人	5	6.3
問5 事例1	人数	構成比
虐待であると思う	20	25.3
虐待ではないと思う	20	25.3
どちらともいえない	39	49.4
問5 副問 事例1 判断理由	人数	構成比
自由を奪うから	13	16.5
仕方がないから	36	45.6
その他	20	25.3
無回答	12	15.2
回答総数	81	102.5
問6 事例2	人数	構成比
虐待であると思う	12	15.2
虐待ではないと思う	33	41.8
どちらともいえない	32	40.5
無回答	3	3.8
回答総数	80	101.3
問6 副問 事例2 判断理由	人数	構成比
不衛生なので	34	43.0
入院を拒否しているから	24	30.4
その他	11	13.9
無回答	11	13.9
回答総数	80	101.3
問7 事例3	人数	構成比
虐待であると思う	7	8.9
虐待ではないと思う	49	62.0
どちらともいえない	21	26.6
無回答	2	2.5
問7 副問 事例3 判断理由	人数	構成比
言葉の暴力だから	16	20.3
仕方がないから	46	58.2
その他	7	8.9
無回答	10	12.7

問8 事例4	人数	構成比
虐待であると思う	26	32.9
虐待ではないと思う	27	34.2
どちらともいえない	23	29.1
無回答	3	3.8
問8 副問 事例4 判断理由	人数	構成比
自尊心を傷つける行為だから	33	41.8
嫁だから構わない	28	35.4
その他	10	12.7
無回答	8	10.1
問9 事例5	人数	構成比
虐待であると思う	17	21.5
虐待ではないと思う	36	45.6
どちらともいえない	22	27.8
無回答	4	5.1
問9 副問 事例5 判断理由	人数	構成比
勝手に使うのは良くないから	39	49.4
虐待ではなく犯罪だ	27	34.2
その他	7	8.9
無回答	6	7.6
問10 虐待発生理由	人数	構成比
経済的問題のため	40	50.6
高齢者が高齢者を介護しているため	39	49.4
介護疲れやストレスのため	37	46.8
家族関係が悪いため	28	35.4
周囲の協力がなく单身で介護のため	27	34.2
高齢者の性格・人格や疾病・障害のため	24	30.4
家族や周囲の人が介護に無関心のため	23	29.1
家族の知識・情報の不足のため	22	27.8
家族の性格・人格や疾病・障害のため	14	17.7
家族が社会から孤立しているため	10	12.7
無回答	6	7.6
子供の頃、虐待を受けたため	3	3.8
その他	3	3.8
回答総数	276	349.4
問11 家族との会話	人数	構成比
よく話す	20	25.3
わりとよく話す	42	53.2
たまに話す	15	19.0
ほとんど話さない	2	2.5
話さない	1	1.3
無回答	2	2.5
回答総数	82	103.8

問12 話し相手	人数	構成比
娘（長女、次女、二女）	33	41.8
息子（長男）	21	26.6
夫	12	15.2
息子の配偶者（嫁）	9	11.4
孫（二女の娘）	9	11.4
無回答	5	6.3
姉妹、姉、妹	4	5.1
友人、友達、親友	4	5.1
親子、子ども夫婦、子ども	4	5.1
甥・姪	3	3.8
妻	2	2.5
その他の親族（妹の主人）	2	2.5
次男家族、家族みんな	2	2.5
娘の配偶者（二女の婿）	1	1.3
回答総数	111	140.5
問13 会話の内容	人数	構成比
身近な日々の出来事について	65	82.3
家族のことについて	40	50.6
社会での出来事について	28	35.4
ペットのことについて	11	13.9
その他	5	6.3
無回答	3	3.8
回答総数	152	192.4
問14 家族との時間	人数	構成比
十分取れている	28	35.4
まあ取れている	39	49.4
あまり取れていない	10	12.7
無回答	3	3.8
回答総数	80	101.3
問15 老後の家族とのつき合い方	人数	構成比
いつも一緒に生活できるのがよい	21	26.6
ときどき会って食事や会話をするのがよい	50	63.3
たまに会話する程度でよい	8	10.1
無回答	2	2.5
回答総数	81	102.5
問16 介護の有無	人数	構成比
介護していない	76	96.2
無回答	3	3.8

問17 公的福祉サービスの利用	人数	構成比
介護保険サービスを利用している	2	40.0
利用していない	2	40.0
その他	1	20.0
合計	5	100.0
問18 介護の難しさ	人数	構成比
本人の訴えや要望に対して、対応がわからない時	4	14.8
他の家族と、介護に対する考えや価値観が異なる時	2	7.4
認知症などの行動・障害等の対応方法が分らない時	5	18.5
介護に難しさを感じない	2	7.4
わからない	19	70.4
合計	32	118.5
問19 辛い扱いの有無	人数	構成比
ある	4	5.1
ない	72	91.1
無回答	3	3.8
問20 辛い扱いの内容	人数	構成比
友人や近所の人との交流を邪魔される	1	12.5
活動への参加を邪魔される	2	25.0
食事などの準備をしてもらえない	2	25.0
傷つくことを言われる	1	12.5
その他	2	25.0
合計	8	100.0
問21 辛い扱いの相手	人数	構成比
息子の配偶者	1	11.1
夫	1	11.1
妻	2	22.2
娘	3	33.3
孫	1	11.1
その他	2	22.2
合計	10	111.1
問22 辛い扱いの時の気持ち	人数	構成比
友人に聞いてもらいたくなる	28	35.4
外出などして気分転換したくなる	25	31.6
かえって頑張らなければと思う	19	24.1
無回答	19	24.1
別世帯の子どもに聞いてもらう	14	17.7
死にたい気持ち	10	12.7
泣いて気分を晴らす	10	12.7
身体を動かす気がなくなる	8	10.1
仕返ししたくなる	3	3.8
その他	3	3.8
回答総数	139	175.9

問23 友人近所との行き来	人数	構成比
よく行き来をしている人がいる	30	38.0
ある程度行き来をしている人がいる	41	51.9
あまり行き来をしていない	6	7.6
ほとんど行き来をしていない	3	3.8
友人が近所にいない	7	8.9
無回答	2	2.5
回答総数	89	112.7
問24 今の生活の満足度	人数	構成比
満足している	37	46.8
まあ満足している	40	50.6
どちらともいえない	4	5.1
回答総数	81	102.5
問25 防止法の認知度	人数	構成比
児童虐待防止法	59	74.7
高齢者虐待防止法	37	46.8
DV防止法	28	35.4
まったく知らない	16	20.3
無回答	3	3.8
回答総数	143	181.0
問26 高齢者のイメージ	人数	構成比
心身が衰えて不安が大きい	61	77.2
時間に縛られていない	55	69.6
収入が少ない	29	36.7
規則正しい生活習慣である	24	30.4
社会の役に立っていない	17	21.5
保守的で頑固である	13	16.5
経験や知識が豊富である	12	15.2
地域や社会に貢献している	7	8.9
経済的にゆとりがある	6	7.6
周囲と触れ合いがなく孤独である	5	6.3
回答総数	229	289.9

事例と判断理由の集計表

事例 1	判断理由							
	自由を奪うから		仕方がないから		その他		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
虐待であると思う	11	55.0	7	35.0	0	0.0	2	10.0
虐待ではないと思う	0	0.0	15	75.0	2	10.0	3	15.0
どちらともいえない	2	5.1	14	35.9	18	46.2	7	17.9
合計	13	16.5	36	45.6	20	25.3	12	15.2
事例 2	判断理由							
	不衛生なので		入院を拒否しているから		その他		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
虐待であると思う	12	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
虐待ではないと思う	15	45.5	16	48.5	0	0.0	2	6.1
どちらともいえない	6	18.8	9	28.1	11	34.4	7	21.9
無回答	1	33.3	0	0.0	0	0.0	2	66.7
合計	34	43.0	24	30.4	11	13.9	11	13.9
事例 3	判断理由							
	言葉の暴力だから		仕方がないから		その他		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
虐待であると思う	7	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
虐待ではないと思う	4	8.2	38	77.6	3	6.1	4	8.2
どちらともいえない	4	19.0	8	38.1	4	19.0	5	23.8
無回答	1	50.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0
合計	16	20.3	46	58.2	7	8.9	10	12.7
事例 4	判断理由							
	自尊心を傷つける行為だから		嫁だから構わない		その他		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
虐待であると思う	25	96.2	0	0.0	0	0.0	1	3.8
虐待ではないと思う	4	14.8	21	77.8	0	0.0	2	7.4
どちらともいえない	4	17.4	6	26.1	10	43.5	3	13.0
無回答	0	0.0	1	33.3	0	0.0	2	66.7
合計	33	41.8	28	35.4	10	12.7	8	10.1
事例 5	判断理由							
	勝手に使うのは良くないから		虐待ではなく犯罪だ		その他		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
虐待であると思う	13	76.5	3	17.6	1	5.9	0	0.0
虐待ではないと思う	15	41.7	20	55.6	0	0.0	1	2.8
どちらともいえない	11	50.0	2	9.1	6	27.3	3	13.6
無回答	0	0.0	2	50.0	0	0.0	2	50.0
合計	39	49.4	27	34.2	7	8.9	6	7.6

家族との会話と事例の分割集計表

事例 1	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない			
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比		
よく話す	4	20.0	0	0.0	16	80.0		
わりとよく話す	9	21.4	15	35.7	18	42.9		
たまに話す	5	33.3	4	26.7	6	40.0		
ほとんど話さない	2	100.0	0	0.0	0	0.0		
話さない	0	0.0	1	100.0	0	0.0		
無回答	0	0.0	0	0.0	2	100.0		
合計	20	25.3	20	25.3	39	49.4		
事例 2	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
よく話す	3	15.0	4	20.0	12	60.0	1	5.0
わりとよく話す	8	19.0	21	50.0	11	26.2	2	4.8
たまに話す	1	6.7	7	46.7	7	46.7	0	0.0
ほとんど話さない	0	0.0	0	0.0	2	100.0	0	0.0
話さない	0	0.0	1	50.0	1	50.0	0	0.0
無回答	0	0.0	0	0.0	2	100.0	0	0.0
合計	12	15.2	33	41.8	32	40.5	3	3.8
事例 3	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
よく話す	0	0.0	13	65.0	6	30.0	1	5.0
わりとよく話す	6	14.3	29	69.0	6	14.3	1	2.4
たまに話す	1	6.7	7	46.7	7	46.7	0	0.0
ほとんど話さない	0	0.0	0	0.0	2	100.0	0	0.0
話さない	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0
無回答	0	0.0	1	50.0	1	50.0	0	0.0
合計	7	8.9	49	62.0	21	26.6	2	2.5
事例 4	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
よく話す	5	25.0	7	35.0	7	35.0	1	5.0
わりとよく話す	17	40.5	14	33.3	9	21.4	2	4.8
たまに話す	4	26.7	6	40.0	5	33.3	0	0.0
ほとんど話さない	1	50.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0
話さない	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0
無回答	0	0.0	1	50.0	1	50.0	0	0.0
合計	26	32.9	27	34.2	23	29.1	3	3.8
事例 5	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
よく話す	5	25.0	7	35.0	7	35.0	1	5.0
わりとよく話す	9	21.4	22	52.4	9	21.4	2	4.8
たまに話す	1	6.7	9	60.0	5	33.3	0	0.0
ほとんど話さない	1	50.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0
話さない	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	0	0.0	1	50.0	1	50.0	0	0.0
合計	17	21.5	36	45.6	22	27.8	4	5.1

高齢者と大学生の比較の集計表

高齢者	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
身体的虐待	20	25.3	20	25.3	39	49.4	0	0.0
世話の放棄・放任	12	15.2	33	41.8	32	40.5	3	3.8
心理的虐待	7	8.9	49	62.0	21	26.6	2	2.5
性的虐待	26	32.9	27	34.2	23	29.1	3	3.8
経済的虐待	17	21.5	36	45.6	22	27.8	4	5.1
大学生	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
身体的虐待	77	36.8	16	7.7	116	55.5	0	0.0
世話の放棄・放任	102	48.8	48	23.0	59	28.2	0	0.0
心理的虐待	150	71.8	14	6.7	45	21.5	0	0.0
性的虐待	92	44.0	43	20.6	73	34.9	1	0.5
経済的虐待	96	45.9	56	26.8	55	26.3	2	1.0
身体的虐待	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
大学生	77	36.8	16	7.7	116	55.5	0	0.0
高齢者	20	25.3	20	25.3	39	49.4	0	0.0
世話の放棄・放任	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
大学生	102	48.8	48	23.0	59	28.2	0	0.0
高齢者	12	15.2	33	41.8	32	40.5	3	3.8
心理的虐待	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
大学生	150	71.8	14	6.7	45	21.5	0	0.0
高齢者	7	8.9	49	62.0	21	26.6	2	2.5
性的虐待	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
大学生	92	44.0	43	20.6	73	34.9	1	0.5
高齢者	26	32.9	27	34.2	23	29.1	3	3.8
経済的虐待	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
大学生	96	45.9	56	26.8	55	26.3	2	1.0
高齢者	17	21.5	36	45.6	22	27.8	4	5.1

防止法の認知度	高齢者		大学生	
	人数	構成比	人数	構成比
児童虐待防止法	59	74.7	184	88.0
高齢者虐待防止法	37	46.8	70	33.5
配偶者虐待防止法	28	35.4	140	67.0
まったく知らない	16	20.3	0	0.0
無回答	3	3.8	17	8.1
合計	79	100.0	411	196.7

高齢者のイメージ	高齢者		大学生	
	人数	構成比	人数	構成比
心身が衰えて不安が大きい	61	77.2	146	69.9
時間に縛られていない	55	69.6	55	26.3
収入が少ない	29	36.7	64	30.6
規則正しい生活習慣である	24	30.4	51	24.4
社会の役に立っていない	17	21.5	2	1.0
保守的で頑固である	13	16.5	59	28.2
経験や知識が豊富である	12	15.2	150	71.8
地域や社会に貢献している	7	8.9	12	5.7
経済的にゆとりがある	6	7.6	11	5.3
周囲と触れ合いがなく孤独である	5	6.3	64	30.6
その他			8	3.8
無回答			1	0.5
合計	79	100.0	623	298.1